



かわごえ 子育て プラン

川越市次世代育成支援対策行動計画

前期
計画

平成17年度～21年度

平成17年3月
川越市

原案

川越市次世代育成支援対策行動計画（原案）

前期計画（平成 17 年度～21 年度）

目次

第 1 章	川越市次世代育成支援対策行動計画について	4
1	計画の概要	4
	（1）計画策定の趣旨	4
	（2）計画の性格・位置づけ	5
	（3）計画の期間	5
2	計画策定の背景	6
	（1）少子化の現状	6
	（2）家庭や地域の状況	9
	（3）子どもの状況（「平成 15 年度ニーズ調査」より）	11
	（4）これまでの取組	16
第 2 章	計画の基本的な考え方	17
1	行動計画において大切にする視点	17
	（1）子どもの幸せを第一に考える視点	17
	（2）子育ての喜びを感じあえる視点	17
	（3）親も子どもとともに育ちあう視点	17
	（4）次代の親が育つ視点	17
	（5）地域ぐるみで子育てを支えあう視点	17
	（6）子育て情報の輪を広げる視点	17
	（7）市と事業所と地域とが協力しあう視点	17
	（8）川越の地域特性を大切にする視点	18
2	基本理念	18
3	基本目標	19
	目標 1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	19
	目標 2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	19
	目標 3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	19
	目標 4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	19
	目標 5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進	20
	目標 6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進	20
	目標 7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	20
4	計画の体系	21
第 3 章	計画の推進	22
1	施策目標と個別施策	22
	目標 1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	22
	1-（1）子どもと親の健康の確保・増進	22
	1-（2）「食育」の推進	25
	1-（3）思春期の保健対策	26

1 - (4) 小児医療の充実	26
目標 2： 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進.....	27
2 - (1) 次代の親の育成	27
2 - (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	27
2 - (3) 家庭や地域の教育力の向上	30
目標 3： 子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	31
3 - (1) 親の学びの機会の充実	31
3 - (2) 親の社会参画の機会の充実	32
目標 4： 仕事と子育ての両立を支援する施策の充実.....	32
4 - (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	32
4 - (2) 仕事と子育ての両立の推進	33
目標 5： 子育てを地域で支える仕組づくりの推進.....	34
5 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実	34
5 - (2) 保育サービスの充実	35
5 - (3) 子どもの健全育成の取組	36
5 - (4) 体験活動・交流の促進	38
5 - (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり.....	39
5 - (6) 子育て情報提供の充実	39
目標 6： 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	40
6 - (1) 児童虐待防止対策の充実	40
6 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	41
6 - (3) 障害児施策の充実	42
目標 7： 子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進.....	44
7 - (1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保.....	44
7 - (2) 安全な道路交通環境の整備	44
7 - (3) 安全・安心なまちづくり	45
7 - (4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	46
7 - (5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進	46
7 - (6) 被害に遭った子どもの支援の推進.....	48
2 重点施策.....	49
目標 1： 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	49
目標 2： 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	49
目標 3： 子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	50
目標 4： 仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	50
目標 5： 子育てを地域で支える仕組づくりの推進	51
目標 6： 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	53
目標 7： 子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	53
第4章 計画の推進に向けて.....	54
1 推進体制の整備.....	54
(1) 庁内体制の整備	54
(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会の設置	54
(3) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	54
2 市民及び関係機関等との連携.....	54
3 財源の確保.....	55

資料編	56
1 策定体制	57
2 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	58
3 分科会の開催状況	59
4 策定の経過	60
5 公聴会の開催結果	63
6 意見募集の結果	64
7 ニーズ調査結果の概要	66
目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	66
1-（1）子どもと親の健康の確保・増進	66
1-（2）「食育」の推進	66
1-（3）思春期の保健対策	66
1-（4）小児医療の充実	66
目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	67
2-（1）次代の親の育成	67
2-（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	68
2-（3）家庭や地域の教育力の向上	69
目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	69
3-（1）親の学びの機会の充実	69
3-（2）親の社会参画の機会の充実	69
目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	70
4-（1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	70
4-（2）仕事と子育ての両立の推進	70
目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進	71
5-（1）地域における子育て支援サービスの充実	71
5-（2）保育サービスの充実	72
5-（3）子どもの健全育成の取組	74
5-（4）体験活動・交流の促進	78
5-（5）地域における子育て支援のネットワークづくり	79
5-（6）子育て情報提供の充実	80
目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進	81
6-（1）児童虐待防止対策の充実	81
6-（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進	81
6-（3）障害児施策の充実	81
目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	82
7-（1）良質な住宅・良好な居住環境の確保	82
7-（2）安全な道路交通環境の整備	82
7-（3）安全・安心なまちづくり	83
7-（4）子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	83
7-（5）子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進	84
7-（6）被害に遭った子どもの支援の推進	84
8 平成16年度公立保育所アンケート結果	85

第1章 川越市次世代育成 支援対策行動計画 について

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

平成元年に、全国の合計特殊出生率が過去最低の1.57を記録したことにより、少子化に対する認識が全国的に広がりました。少子化が急速に進行することは、社会や経済に深刻な影響を与えると考えられています。平成14年1月の「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、少子化の主たる要因とされていた未婚化・晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が指摘され、現状の対策だけでは少子化は一層進行するという予想が発表されました。

本市では、第二次川越市総合計画の中で、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」を策定し、保育対策の充実、児童育成の充実、母子保健・医療の充実を図ってきました。しかしながら、平成15年の合計特殊出生率が、全国の「1.29」に対し「1.17」と下回っていることや、平成16年に市民5,000人を対象に行ったニーズ調査から、各種保育サービスへのニーズの高まりや、子育てに対する不安の声を多く受け止める結果となるなど、これまで以上に、総合的な取組の中で次代を担う子どもたちが、安心して生まれ、育つことができる環境をつくっていくことが急務であることが認識されました。

このようなことから、平成15年7月に国が制定した「次世代育成支援対策推進法」の趣旨を受け、これまでの児童福祉施策にとどまらず、教育、環境、コミュニティ、まちづくりなど行政全体で少子化対策に取り組むため、本計画を策定しました。

また、この計画は、行政だけではなく、市民や事業者の協力が不可欠であり、社会全体で協力しあいながら推進していくことを目指すものです。

合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に生むとした時の子どもの数に相当するものです。現人口を維持するために必要な数値は「2.08」と言われています。

（２）計画の性格・位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づくものであり、平成 17 年度から 5 年間の次世代育成支援対策を推進するための基本的な計画です。

保育計画等を包めた計画

本計画は、保育計画、母子保健計画、母子家庭等自立支援計画を包めた計画です。

他の計画との整合性を確保

本計画は、「川越市総合計画」を始め、関連する各種計画との整合性を確保して策定しました。

市の現状を踏まえ、市民参加・情報公開で策定する計画

本計画は、人口の動向など市の現状を踏まえるとともに、アンケート調査を始め市民の意見を反映する各種の措置を講ずることにより、市民参加で策定する計画です。この計画を策定または変更したときは遅滞なく公表し、適時適切に広く市民に周知を図ります。

（３）計画の期間

本計画は 5 年を 1 期とするもので、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期とします。今回の計画は前期の計画となります。

2 計画策定の背景

（1）少子化の現状

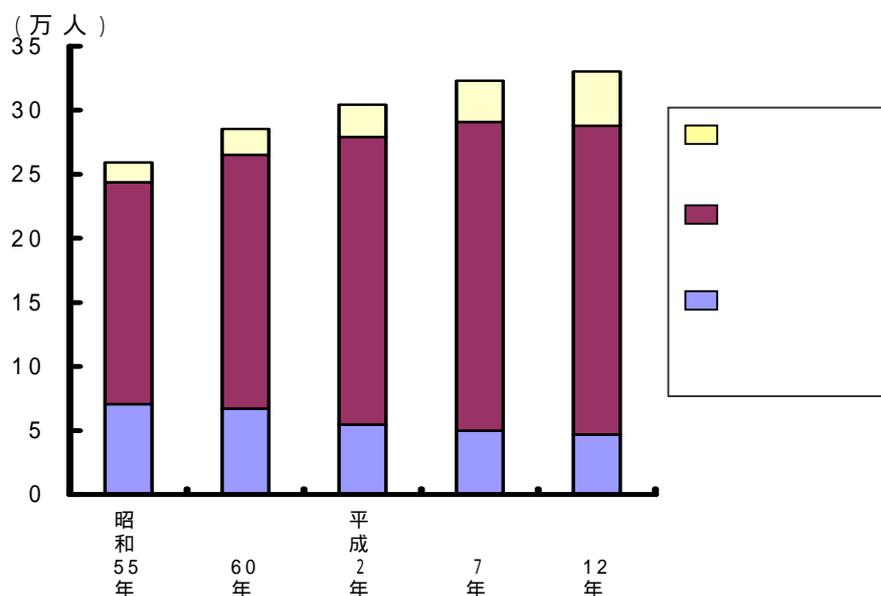
総人口は増加してきたが、近年、増加数は低下

本市の総人口は、国勢調査で昭和 55 年（1980 年）の 259,214 人から平成 12 年（2000 年）の 330,766 人へと大きく増加しました。この間の人口増加を 5 年間隔で見ると、増加傾向は次第に低下しています。

少子高齢化が進行

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）別の人口構成を見ると、年少人口（15 歳未満の人口）は昭和 55 年の 27.1% から減少を続け、平成 12 年には 14.2% にまで低下しています。一方、老年人口（65 歳以上の人口）は昭和 55 年の 6.0% から平成 12 年の 12.8% へ増加し、少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。（図 1）

図 1：年齢 3 区分別人口の推移



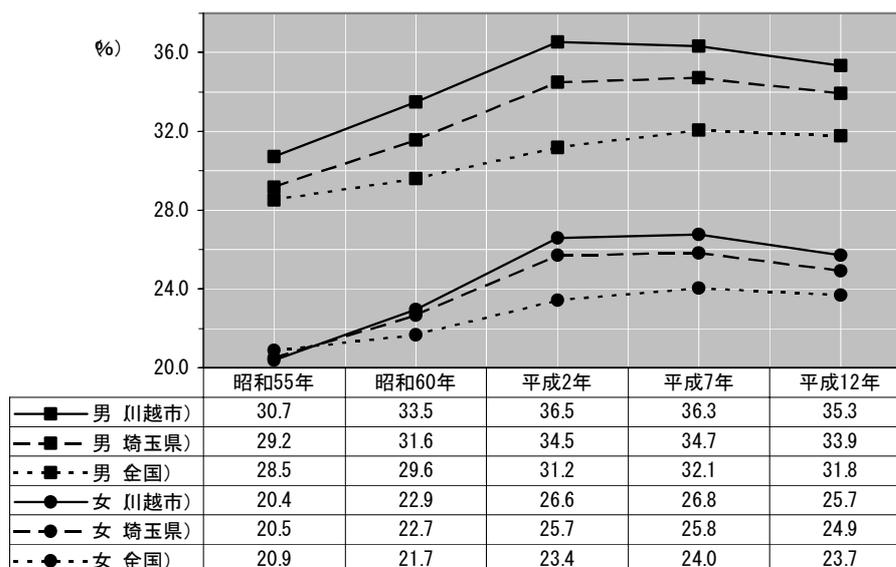
（注）国勢調査による

少子化の要因：未婚化・晩婚化・夫婦から生まれる子どもの数の減少

少子化の要因としては、未婚化、晩婚化、結婚している夫婦から生まれる子どもの数の減少が考えられています。これらの要因により、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する合計特殊出生率が低下している状況です。

本市の未婚率については、平成12年に男性が35.3%（全国では31.8%）、女性が25.7%（全国では23.7%）となっており、昭和60年以降は、全国及び埼玉県を常に上回っています。特に男性の未婚率が高い傾向にあります。（図2）

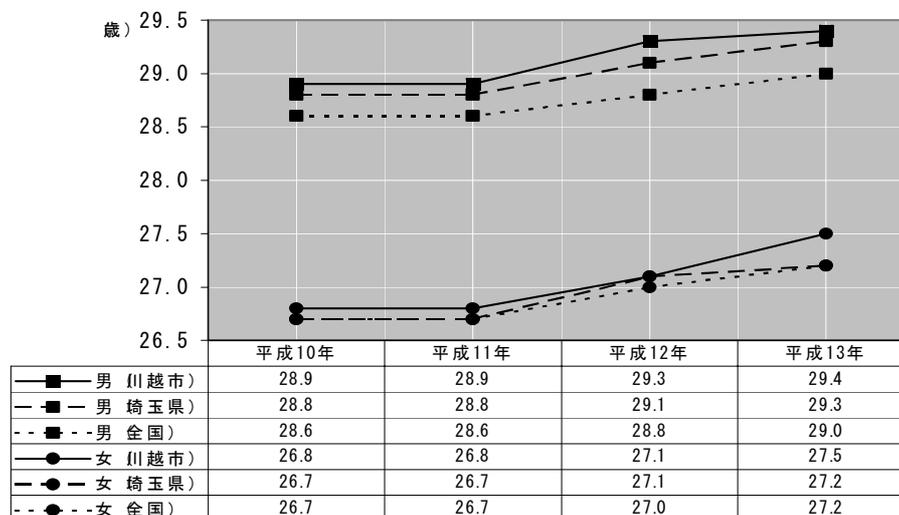
図2：未婚率の推移



（注）国勢調査による

また、川越市の平均初婚年齢は、平成13年には男性が29.4歳（全国では29歳）、女性が27.5歳（全国では27.2歳）となっており、全国平均をやや上回っています。特に女性が、前年に比べ0.4歳上がっており、全国や埼玉県の推移に比べ、晩婚化が進んでいる傾向にあります。（図3）

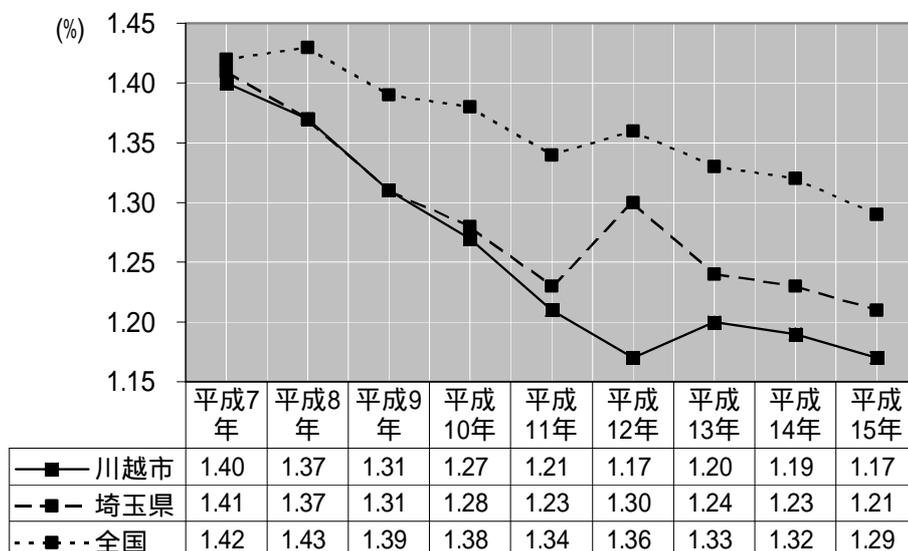
図3：平均初婚年齢の推移



（注）人口動態統計による

本市の合計特殊出生率も平成7年の1.40から平成15年の1.17まで、平成13年に一時的に上がったことを除いては、年々低下の傾向となっています。平成7年の時点では、国や埼玉県と開きはありませんでしたが、翌年以降は国に比べて低下のペースが速く、平成15年の時点で全国平均よりも0.12低くなっています。（図4）

図4：合計特殊出生率の推移



（注）埼玉県保健統計年報による

児童数の将来予測（「平成15年度ニーズ調査」における人口推計より）

・市の総人口は微増、0～17歳人口は減少

本市の総人口は、平成16年から平成21年まで微増の傾向（平成16年を100%とすると平成21年は101.1%）にありますが、0～17歳人口は、平成16年の55,626人から平成21年には54,190人へ1,436人減少するものと推計され、平成16年の0～17歳人口を100%とすると、平成21年は97.4%へ2.6%減少します。（表1）

・平成21年まで、0～11歳人口は減少、12～14歳人口は増加、15～17歳人口は減少

平成16年から平成21年までの0～17歳人口の変化を分析すると、0～2歳では、8,870人から8,057人へ813人減少します。平成16年を100%とすると90.8%で9.2%の減少となります。3～5歳では、9,024人から8,586人へ438人（4.9%）減少します。

小学生の6～8歳では9,427人から8,972人へ455人（4.8%）減少します。小学生の9～11歳では、9,501人から平成18年に一時的に増えますが、その後減少し9,408人へ93人（1.0%）減少します。

中学生の12～14歳では、9,154人から9,632人へ478人（5.2%）増加します。高校生の15～17歳では、9,649人から減少し、平成20年に持ち直し9,536人となり、平成16年から見ると113人（1.2%）の減少となります。（表1）

表 1：児童数の将来予測

（各年 4 月 1 日での数値）

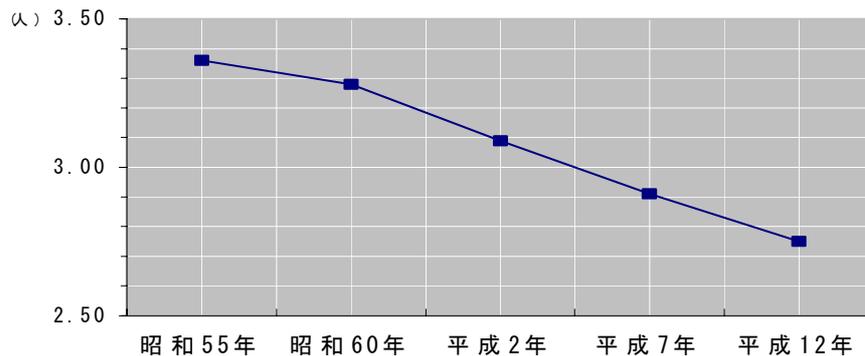
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0～2 歳	8,870	8,732	8,627	8,458	8,262	8,057
3～5 歳	9,024	8,973	8,841	8,828	8,691	8,586
6～8 歳	9,427	9,426	9,334	9,154	9,104	8,972
9～11 歳	9,501	9,519	9,530	9,501	9,500	9,408
12～14 歳	9,154	9,224	9,429	9,603	9,621	9,632
15～17 歳	9,649	9,477	9,408	9,261	9,331	9,536
上記の合計	55,626	55,350	55,169	54,806	54,507	54,191
市の総人口	331,728	332,828	333,747	334,517	335,106	335,517

（2）家庭や地域の状況

世帯数の増加、1世帯当たり人員数の減少、単独世帯・ひとり親世帯の増加

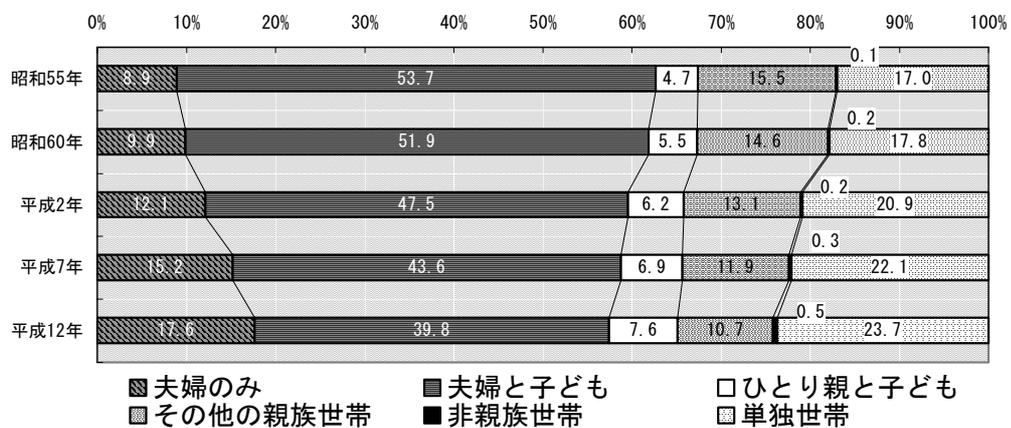
本市の世帯数は増加してきましたが、1世帯当たりの親族人員数は昭和 55 年の 3.36 人から平成 12 年の 2.75 人へと大きく減少しました。（図 5）同時に、夫婦のみの世帯や単独世帯が増加し、子どものいる世帯の割合は、昭和 55 年の 53.7%から平成 12 年の 39.8%へと大きく減少しました。（図 6）

図 5：一世帯あたりの親族人員の推移



（注）国勢調査による

図 6：一世帯の家族累計世帯数の推移



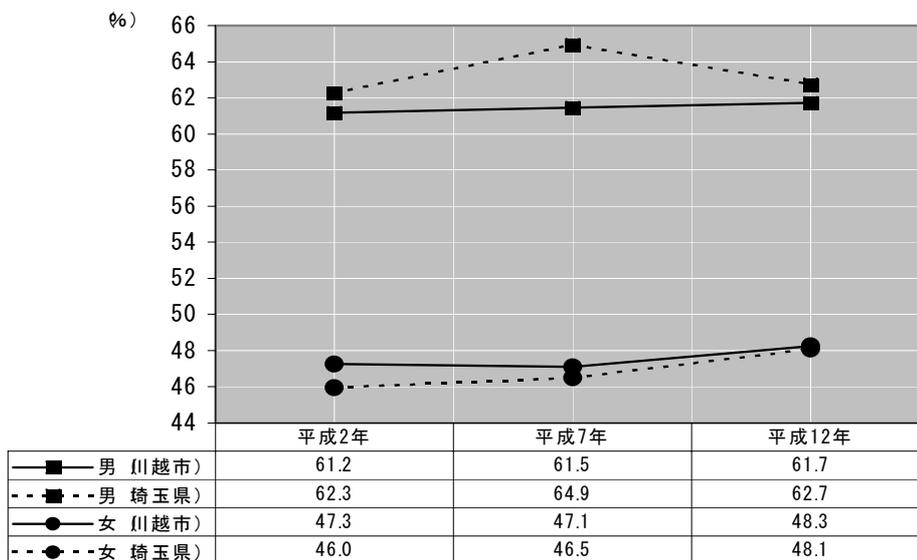
（注）国勢調査による

就労の状況：女性の就業率は46.4%、女性の就業形態では常用雇用者が多い

平成12年の本市の15歳以上の人口は283,413人、そのうち就業している人は174,928人で、61.7%が就業しています。15歳以上の女性の人口は140,610人、そのうち就業している人は67,846人、48.3%で、平成7年に比べ1.2%上昇しています。（図7）

女性の就業形態では、常用雇用者が64.6%と多く、次いで臨時雇用者が19.9%、家族従業者が7.4%などとなっています。（平成12年の国勢調査より）

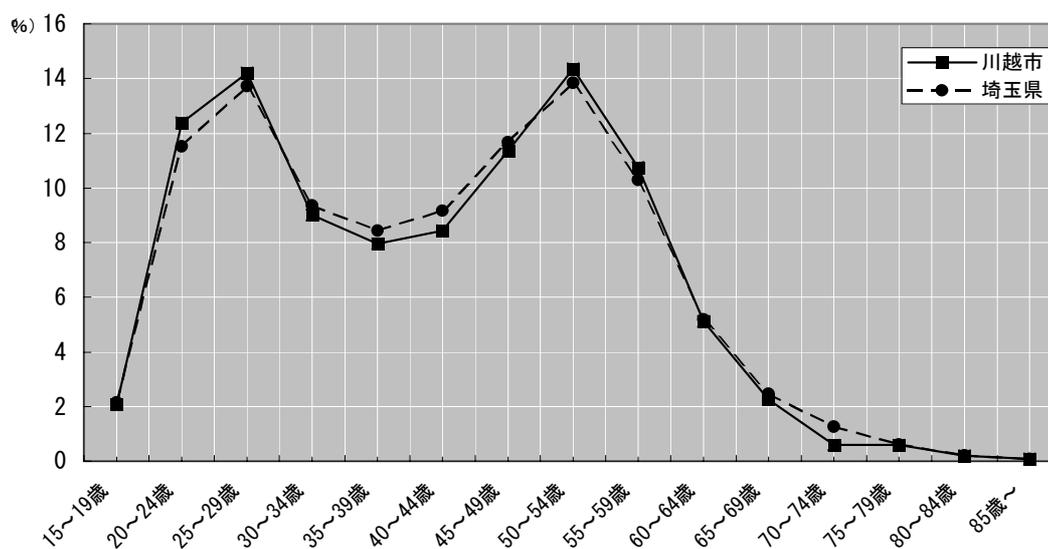
図7：労働力人口の推移



（注）国勢調査による

また、平成12年の15歳以上の女性の就業者状況を年齢（5歳階級）別に見ると、15～19歳では在学者の割合が高いため就業者数が少ないが、20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、子育てが一段落した40代から50代にかけて再び次のピークを迎えるというM字型になっています。（図8）

図8：女性の年齢別就業者状況



（注）国勢調査（平成12年）による

人口の社会移動(転入と転出)、1年間で約1万4千人が転入

他の市区町村から本市へ転入する人は約1万4千人、他の市区町村へ転出する人は、ほぼ同程度となっています。そのため、本市の保健福祉にかかわるサービスや施設に関する情報提供が重要になっています。

(3) 子どもの状況(「平成15年度ニーズ調査」より)

就学前児童の状況と子育ての実態

・育児の状況:子育てに必要なサービスは「子どもを遊ばせる場所の提供」

子育てに必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場所の提供」が71.5%で最も多く、次いで「親の不安や悩みの相談」44.8%、「託児付イベントの場や機会の提供」40.0%となっています。

・平日の保育の状況:利用したい人は63.6%

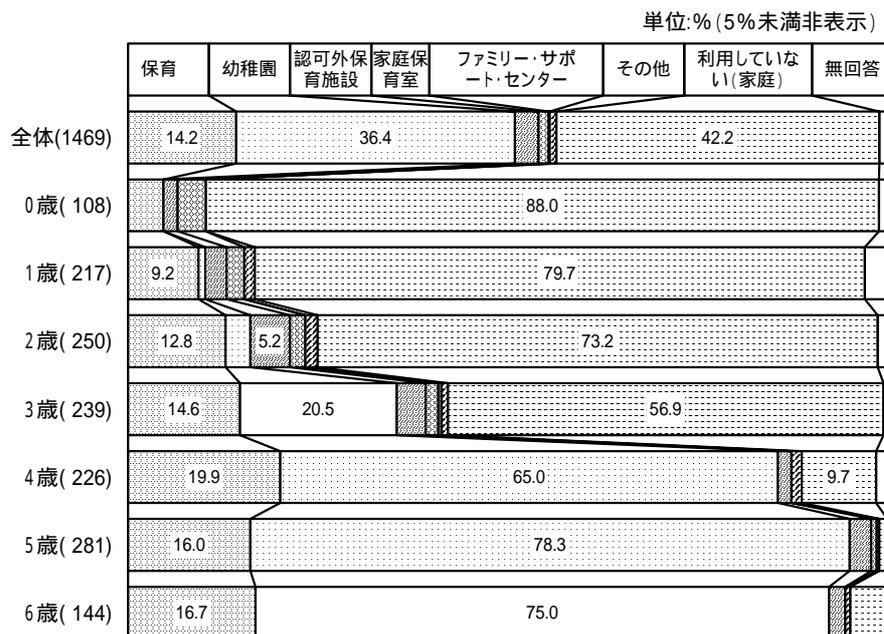
就学前児童0～6歳の平日の保育の状況は、保育サービスを「利用していない(家庭)」が42.2%で最も多く、次いで「幼稚園」36.4%、「保育所」14.2%、「認可外保育施設」3.1%、「家庭保育室」1.4%、「ファミリーサポートセンター」0.1%となっています。

傾向としては、0～3歳までは「利用していない(家庭)」が多く、保育所の利用は、0歳は4.6%ですが、3歳は14.8%に増えています。また幼稚園の利用は2歳の3.2%から3歳の20.5%へ急増しています。家庭保育室の利用は0歳の1.4%から2歳の5.2%をピークに減少していきます。

4～6歳は、5歳の78.3%をピークに6割以上が幼稚園を利用し、次いで保育所が4歳の19.9%をピークに16%強の利用となっています。(図9)

希望どおりの保育サービスを受けられるとしたら、平日の保育を「利用したい」は63.6%で、「利用しなくてもよい」は33.4%となっています。利用したいサービスの種類は、「幼稚園」46.6%、「保育所」45.7%、「家庭保育室」2.8%などとなっています。

図9：平日の保育で主に利用しているサービス



- ・土曜日・休日の保育サービスの利用希望：土曜日は38%、休日は16%
土曜日の保育サービスの利用希望は、「利用しなくてもよい」が59.2%で最も多く、「月1～2回利用したい」28.5%、「ほぼ毎週利用したい」9.4%となっています。
休日の保育サービスの利用希望では、「利用しなくてもよい」が79.5%で最も多く、「月1～2回利用したい」13.8%、「ほぼ毎週利用したい」2.2%となっています。
- ・幼稚園の預かり保育：閉園時間後の預かり保育を希望する人が49.1%
幼稚園の預かり保育について、「知っている」は86.0%、「知らない」は13.1%です。預かり保育の希望は、「正規の閉園時間後の預かり保育をしてほしい」が49.1%で最も多く、次いで「夏休みなど長期休暇中の預かり保育をしてほしい」46.5%などとなっています。
- ・一時的な保育や緊急時の保育：緊急保育、リフレッシュ保育、病児保育など
この1年間で、緊急の用事や保護者の病気などで子どもの世話がみられなかったことが「あった」は62.8%、「なかった」は36.1%となっています。
子どもを誰かに預けて私的な用事や育児疲れをリフレッシュしたいと思うことが「ある」は63.0%、「ない」は36.5%となっています。
この1年間で、保護者の病気や出産などやむを得ない事情により、子どもを泊まりがけで預けたことが「あった」は20.0%、「なかった」は78.8%となっています。
この1年間で、子どもの病気や病後の回復期で、保育所、認可外保育施設、幼稚園を休んだことが「あった」は44.1%、「なかった」は43.5%となっています。
- ・自由意見
自由意見は、「子育てに係る経済的負担が大きい」、「母子保健や医療の充実」、「保育所の増設、保育サービスの充実」、「児童館の増設」などが出されています。

小学校児童と子育ての実態

- ・子育てで感じること
「子育ては楽しい」が89.1%を占めていますが、一方で「子育ての自信がない」が39.6%、「子育てが嫌になったり、かっとなることがある」が48.4%となっています。
- ・平日の放課後や土曜日・休日の過ごし方（居場所）
平日の放課後のうち、14時～16時は「公園など外で遊んでいる」の24.5%が最も多く、次いで「自宅等で保護者等と一緒にいる」17.4%、「自宅等で兄弟姉妹や友人だけにいる」17.4%などとなっています。16時～18時は、「自宅等で保護者等と一緒にいる」27.6%、「学習塾や習い事」27.3%、「自宅等で子どもたちだけにいる」13.0%などとなっています。18時～20時は、「自宅等で保護者等と一緒にいる」が84.0%となっています。
- ・学童保育室の利用状況と利用希望
学童保育室の平日の利用状況については、2学年間隔で大きく変動しているのが特徴です。1～2年生では2割前後、3～4年生は1割以下、5～6年生では1%を切っており、高学年になるにつれて減少していきます。全体で見ると「利用していない」が91.4%、「利用している」は8.5%となっています。「利用している」では1年生が22.7%と最も多く、2年生16.7%、3年生9.0%、4年生7.4%、5年生0.8%、6年生0.3%となっています。

世帯構成別に見ると、「ひとり親と子ども」が26.8%、「祖父母とひとり親と子ども」が28.6%と多く、「両親と子ども」や「祖父母と両親と子ども」は1割に達しておらず、世帯構成によって利用の状況は異なっています。

学童保育室を利用している人（回答者128人）の中では、「利用時間の延長や休日の利用もできるとよい」35.2%、「今のままでよい」32.8%、「無回答」32.0%と3つに分かれています。

現在、学童保育室を利用していない人で、「今後、利用を希望する」は3.3%、「今後も利用を希望しない」が92.2%となっています。

子育て支援サービスの提供と利用状況

・今後の利用したい施設やサービス(就学前児童の保護者)

今後利用したいものは、図書館(92.5%)、乳幼児の健康診査(84.3%)、児童館(80.3%)、公民館(80.1%)などとなっています。

・今後の利用したい施設やサービス(小学校児童の保護者)

子どもの健やかな成長のために必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場所の提供」67.3%、「親の不安や悩みの相談」36.0%などが多くなっています。

今後の利用希望では、「児童館」49.6%、「子どもの健康相談」35.4%、「教育相談」27.4%、「地域子育て支援センター」21.4%、「家庭児童相談室」20.9%などとなっています。

・子育て環境:地域では交通安全や防犯、家庭では父親と母親の協力

【就学前児童の保護者】

子育てで日ごろ感じていることは、「子どもが交通事故にあわないか心配」が62.3%で多く、次いで「児童館や公民館など雨の日でも、子どもを遊ばせる場所が近くにない」61.3%、「子どもが犯罪にあわないか心配」57.0%などとなっています。

【小学校児童の保護者】

子育てで日頃感じていることは、「犯罪の被害にあわないか心配」66.0%、「交通事故にあわないか心配」59.7%、「公園など子どもを遊ばせる場所が近くにない」52.6%などとなっています。

・子育てについての考え方

【就学前児童の保護者】

子育てについての考え方は、「子育ては母親と父親が協力して分担して行う」が62.4%で最も多く、次いで「母親が中心で父親はできる範囲で協力する」33.5%などとなっています。

【小学校児童の保護者】

子育ての考え方は、「母親と父親が協力し分担して行う」が67.8%と多いものの、「子どものしつけ」と「子どもの勉強」以外は、ほとんど母親が分担しています。

中学生の生活状況

・平日、放課後の過ごし方(居場所)

平日、放課後の過ごし方は、中学3年生は1～2年生とは過ごし方が異なります。(表2)

表2：平日、放課後の過ごし方

	14時～16時	16時～18時	18時～20時	20時以降
1年生	部活動で学校にいる (86.4%)	部活動で学校にいる (47.7%) 自宅で家族とい (22.7%)	自宅で家族とい (43.2%) 学習塾や習い事 (43.2%)	自宅で家族とい (65.9%) 学習塾や習い事 (22.7%)
2年生	部活動で学校に (94.7%)	部活動で学校に (47.4%) 自宅にひとり (21.1%) 自宅で家族とい (21.1%)	自宅で家族とい (55.3%) 学習塾や習い事 (34.2%)	自宅で家族とい (52.6%) 学習塾や習い事 (36.8%)
3年生	部活動で学校に (50.0%)	学習塾や習い事 (37.5%) 自宅にひとり (28.1%)	学習塾や習い事 (50.0%) 自宅で家族とい (31.3%)	自宅で家族とい (46.9%) 学習塾や習い事 (40.6%)

・土曜日の過ごし方(居場所)

土曜日の過ごし方は、中学3年生は、1～2年生とは過ごし方が異なります。(表3)

表3：平日、放課後の過ごし方

土曜日	朝食から昼食まで	昼食後から夕食まで	夕食後
1年生	部活動で学校 にいる (45.5%)	自宅等で友達と 一緒 (38.6%)	自宅で家族と一 緒 (75.0%)
	自宅で家族と 一緒 (25.0%)	自宅で家族と一 緒 (18.2%)	学習塾や習い事 (20.5%)
2年生	部活動で学校 にいる (47.4%)	自宅等で友達と 一緒 (38.6%)	自宅で家族と一 緒 (68.4%)
	自宅で家族と 一緒 (23.7%)	自宅で家族と一 緒 (18.2%)	学習塾や習い事 (18.4%)
3年生	自宅で家族と 一緒 (53.1%)	学習塾や習い 事 (28.1%)	自宅で家族と一 緒 (56.3%)
	自宅にひとり でいる (25.0%)	自宅で家族と一 緒 (25.0%)	学習塾や習い事 (31.3%)

・公共施設の利用、欲しい施設は「スポーツのできる場所」

中学生が利用している公共施設は、学校施設(47.4%)、図書館(29.8%)、スポーツ施設(26.3%)、公園(23.7%)などで、公民館(7.9%)、児童館(0.9%)の利用は多くはありません。

中学生が近くにあったらいいなと思う施設は、「スポーツのできる場所」(58.8%)、「パソコンが自由に使える場所」(41.2%)、「友達とおしゃべりできる場所」(40.4%)、「読書や勉強ができる場所」(30.7%)などとなっています。

・地域活動への参加、ボランティア「経験あり」が57%

ボランティア活動の「経験あり」が57.0%で、その多くは「環境美化に関する活動」となっています。また、地域の団体(自治会等)の行う行事へ「参加したことがある」は43.9%

で、内容は「地域の祭り・盆踊り」、「ラジオ体操」などが多くなっています。

乳幼児とのふれあい「体験がある」は51.8%で、性別で見ると、女子が59.6%と高く、男子は43.9%と低い傾向にあります。

・悩み、将来の作りたい家庭

悩みは「勉強や成績のこと」が65.8%と多く、「将来の進路のこと」47.4%、「友達との人間関係」29.8%、「部活動など課外活動」23.7%などとなっています。悩みごとの相談相手は、「友達」68.4%、「家族」40.4%、「先生」7.9%などとなっています。

将来、結婚して子どもがいるとしたら、作りたい家庭は、「子どもが小さいときだけ女の人が家において、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて一緒に家事や子育てをする家庭」が35.1%、「男の人も女の人も働いて一緒に家事や子育てをする家庭」30.7%、「男の人が働いて、女の人が家事や子育てをする家庭」21.9%となっています。

育児サークルへのヒアリング結果

・育児サークルの参加者、家庭で子育て中の母親と幼稚園入園前の幼児

育児サークルに参加している人は、家庭で子育てしている母親と幼稚園入園前の幼児の母親が多い傾向になっています。参加の理由は、親どうしの交流と子どもの遊び仲間づくりが多くなっています。

・活動の場所や内容

主に公民館の部屋を借りて、親子遊びや親子の交流を図っています。活動の頻度は月1回から週4回のところまで様々です。1回当たりの参加者は10人～40人まで様々です。

・地域の子育て環境

「幼児が安全に遊べる公園が少ない」、「公園はあっても遊具が少ない」、「雨の日に遊ばせる場所がない」、「児童館が少ない」が多くなっています。

・市への要望

- 雨の日に子どもを遊ばせる場がないので、児童館を各地区に整備して欲しい。
- 児童館の行事、公園の場所と設備を書いた地図、保育所や幼稚園の情報などに関する情報提供。
- プレイ・リーダーの育成と派遣をして欲しい。
- 託児付のイベントを開催して欲しい。
- 駅や道路など公共施設のバリアフリー化を進めて欲しい。
- 川越市は道路が狭く交通量も多いので、交通安全が重要だ。また、子どもが犯罪に巻き込まれないように、防犯体制を地域の皆さんの協力で構築したい。

（４）これまでの取組

国の取組

国は、平成 6 年に出生率の動向をふまえた対策として「エンゼルプラン」を、平成 11 年には総合的な少子化対策として、「少子化対策基本方針」に基づき「新エンゼルプラン」を策定し、さまざまな対策を実施してきました。

しかし、平成 14 年 1 月の「日本の将来推計人口」により、少子化の要因として「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が把握され、今後、一層少子化が進行することが予想されることとなったことから、「少子化の流れを変える」ため、もう一段の対策が必要であると認識されました。

このため、平成 14 年 9 月、厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を策定し、従来は特に保育に関する施策が中心でしたが、より全体として均衡の取れた取組を行うため、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育ての支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 4 つの柱に沿って、国、地方公共団体、企業等の様々な主体が、計画的・積極的に取組を推進していくこととしました。

また、平成 15 年 3 月、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を定めるとともに、同年 7 月には「少子化対策基本法」及び国の指針にもとづき地方公共団体や企業に今後 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するため「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、積極的な少子化対策への取組が図られています。

本市の取組

本市では、「エンゼルプラン」及び「新エンゼルプラン」を受け、第二次川越市総合計画の下、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」〔保育対策関係事業編（平成 8 年度～平成 11 年度）、母子保健編（平成 9 年度～平成 13 年度）、児童健全育成編（平成 12 年度～平成 16 年度）〕を策定しました。

これにより、多様な保育ニーズに対応した公立保育所の整備を推進するとともに、法人立保育所の開所などにより保育サービスや施設の充実を図りました。

また、母子保健対策としては、乳幼児健診、母子相談事業の充実を図るとともに、不妊治療支援事業、不妊専門相談センター事業を開始いたしました。

さらに、乳幼児医療費助成制度の対象を拡大し、医療費の窓口無料化を実施するなど医療の充実を図ってきました。

子どもの健全育成を図るため、母子家庭相談等の相談事業や、母子寡婦家庭への貸付制度、幼稚園就園奨励費補助事業の充実に努めるとともに、非行防止活動、子どもの居場所づくりと健全な遊び場の提供のための児童館・児童遊園の整備充実を図ってまいりました。

平成 15 年度には、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、本計画の策定に向け、就学前や小学生の児童のいる家庭、中学生、育児サークルを対象に 5,000 人にアンケートによるニーズ調査を実施しました。

平成 16 年度は、保育や教育に係る機関及び一般事業主との連絡会、小・中学生のヒアリング、育児サークルとの「子育てアイデア会議」の開催などを通じ、本市の子育てに関する課題を明らかにし、それらを基に川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 行動計画において大切にしている視点

（1）子どもの幸せを第一に考える視点

我が国は、「児童の権利に関する条約」の締結国であり、本市としても子どもの権利が擁護されるように施策を推進することが必要です。

子育て支援サービスを受けるのは、子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような施策を子どもの視点に立ち、推進していくことが必要です。

（2）子育ての喜びを感じあえる視点

親子での、様々な体験や社会参画などを通じて、子育ての喜びを実感することができるような施策を推進していくことが必要です。

（3）親も子どもとともに育ちあう視点

核家族化等による子育ての孤立化、子どもとのコミュニケーションの不足等、子育てをする親の悩みや不安を解消し、親が子育てを広い視野で学び、考え、ゆとりを持って子育てができるような施策を推進していくことが必要です。

（4）次代の親が育つ視点

子どもは、成長して次代の親となります。健やかな幼年期、青年期を通して豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、次代の親となっていけるような施策を推進していくことが必要です。

（5）地域ぐるみで子育てを支えあう視点

地域ぐるみで世代を超えた交流を行い、子育てを温かく見守り支えていく施策を推進していくことが必要です。

（6）子育て情報の輪を広げる視点

子育てしているすべての人に、子育てに関するさまざまな情報を提供し、子育て情報の輪を広げていく施策を推進していくことが必要です。

（7）市と事業所と地域とが協力しあう視点

若者が夢をもって仕事に就き、家庭を築くことや、働く男女が協力して子どもを育て、働き続けることのできる社会をつくるため、市と事業所と地域とが協力していくことが必要です。

（８）川越の地域特性を大切にす視点

川越に生まれ育った子どもたちが、ふるさとを愛し、誇りを持つことができるよう、川越の豊かな自然や、歴史・文化を大切にす施策を推進していくことが必要です。

2 基本理念

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、親や多くの人々の愛情に育まれながら、一人の人間として日々成長していきます。

親もまた、子どもを生み育てる過程を通じて、人として、親として成長していきます。親になるということは、たくさんの喜びを得ると同時に大きな責任を伴います。その責任を果たしていく過程そのものも、親を成長させることとなります。

さらに子どもは、親や家庭だけでなく、地域社会とのかかわりの中で、より一層たくましく育っていきます。たくさんの人との関わりや支えによって、次代を担う大人に成長していきます。

地域もまた、子どもの成長を見守り支えることによって、助け合いの絆を深め、より活性化することとなります。

本市では、計画の柱に「子ども」と「親」と「地域」を据え、次代を担うすべての子どもたちが、歴史と文化に育まれたまち川越で、健やかに成長していくことのできる地域社会の実現をめざします。

子どもと親と地域とがともに育ち支えあうまち川越

3 基本目標

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

子どもと親が、心身ともに健康に過ごせるということは、子育てをしていく上でもっとも基本的なことです。

また、妊娠中から子育てに良いイメージを持ち、出産後の育児に喜び・楽しみを見出せるよう、妊娠・出産・育児期の母の不安や負担を受け止め支援することが、子どもの健やかな成長のためにも必要です。

本市では、各種健診や訪問指導、健康相談等の実施により、親と子の健康の確保に努めます。

近年、食生活の乱れが、子どもの心身の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。子どもと親に対し、発育発達段階に応じた食に関する学習の機会、情報発信活動等食育の推進に努めます。

また、次代の親となる思春期の子どもたちが、心身ともに健康に育つよう保健対策を充実するとともに、要望の多い小児医療の充実にも努めます。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、調和のとれた自立した大人となるためには、学校だけでなく家庭や地域が連携して、子どもたちの教育環境の整備に努めることが必要です。

本市では、一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、学校教育の充実に努めます。

また、家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級等の充実を図るとともに、地域の自然環境や、さまざまな人材、施設等を活用した体験型学習等を通じて、子どもと親が、地域とふれあい、たくましく育つ教育環境の整備に努めます。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育ての不安や負担は、一人で抱えこまず、同じ子育て中の親同士が、悩みや喜びを話し合い、分かちあうことによって、子育てがより楽しく充実したものとなります。

本市では、子育て中の親が子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長することができるよう、身近な地域で、人々とふれあい、学びあうことのできる機会を充実するとともに、さまざまな社会参画の機会の充実に努めます。

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

今日、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、共に子育てをする社会の実現が求められています。

そのためには、子育て中の家庭に配慮した、多様な働き方のできる社会を実現するとと

もに、男性を含めた働き方の見直しが必要です。

また、これからの社会を担う若者が夢をもって仕事に就き、家庭をつくることのできるような受け皿となる社会環境も必要となっています。

本市では、関係機関との連携により、仕事と子育ての両立を地域でサポートする施策の充実に努めます。

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

地域の自然・歴史・文化に触れることを通して、子どもが心身ともに豊かに成長することができる施策を積極的に推進します。

また、地域で子育てをする家庭への支援を充実するため、保育所や幼稚園、子育てサークル等子育てに関連する機関のネットワークづくりを推進するとともに、子育て中の家庭が望む情報提供の充実に努めます。

都市化や核家族化などの影響により、近隣との関わりが希薄となり、相談相手や支えてくれる人がなく、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。

本市では、子育て中の親の多様な保育ニーズにこたえるため、一時保育や特定保育等の充実に努めるとともに、親と子が、身近な地域で気軽に集い、交流できる場の提供等子育てを地域で支える施策の充実に努めます。

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

近年、児童虐待の増加が社会問題として大きく取り上げられています。

子どもに対する虐待やいじめなどは、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。

また、虐待をする側の親にとっても、温かい支援が必要な状況です。

本市では、虐待予防に重点を置き、問題の早期発見のため、よりいっそう関係機関との連携を深めるとともに、児童虐待を未然に防ぐ取組の推進に努めます。

また、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みを解決するため、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や就労による自立を支援する施策の推進に努めます。

さらに、障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、家庭における日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実に努めます。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

子どもが健やかに育つためには、子ども等にやさしく、安全で安心なまちづくりが必要です。

本市では、親子が安心して外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、安全性に配慮した道路交通環境の整備に努めます。

また、犯罪のない安全な社会を築くため、地域の人々や警察等と連携し、防犯対策の推進に努めます。

4 計画の体系

川越市次世代育成支援対策行動計画体系図



第3章 計画の推進

1 施策目標と個別施策

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1 - (1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産ができるよう支援するとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう各種健診や訪問指導、健康相談の実施により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子保健地域組織育成事業	妊婦訪問等に従事している保健推進員に対する研修を実施する。	拡充	総合保健センター
2	事故防止対策	健診・のびのび子育て広場・公民館等の依頼による育児教室等の場で、子どもの事故防止についての講義を実施する。	継続	総合保健センター
3	乳幼児健診	4か月・1歳6か月・3歳3か月児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。	拡充	総合保健センター
4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	拡充	総合保健センター
5	母乳育児相談	助産師による母乳育児相談を、乳児相談・乳幼児相談と同時に実施する。母乳に関する相談に個別で対応し、母親の不安を解消し、母乳育児の推進を図る。	継続	総合保健センター
6	電話による健康相談	子どもと母の健康に関する相談について専用ダイヤルを設置し、相談に応じる。また、助産師による相談の機会を設け、不妊・更年期等の相談にも応じる。	拡充	総合保健センター
7	2歳児親子歯科健診	2～2歳6か月児を対象に歯科健診・おやつの話・ブラッシング指導を実施する。口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図る。	継続	総合保健センター
8	フッ化物塗布・洗口事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯ッピーフェスティバル・健康まつりでフッ化物塗布・洗口を実施する。また、保育所の5歳児クラスを対象にフッ化物洗口を行う。	継続	総合保健センター

9	予防接種の接種率向上	三種混合・麻疹・風疹等法定接種の予防接種について、接種に関するPRを実施するとともに、未接種者に対し、乳幼児健診及び就学前健診での接種勧奨等接種率向上のための取組を行う。	拡充	総合保健センター
10	保健推進員による妊婦訪問	訪問を希望する妊婦に対し保健推進員が訪問し、市の母子保健事業の紹介、近隣の公園・サークル・小児科等の情報提供を行い、妊娠中及び産後の育児に対する不安の解消を図る。	拡充	総合保健センター
11	新生児、産婦訪問指導	第1子の母子及び希望があった第2子以降の乳児・里帰り出産児（概ね出産後2か月まで）に対し、助産師が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見に努める。	拡充	総合保健センター
12	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	総合保健センター
13	不妊に対する支援	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	継続	総合保健センター
14	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と一緒に受診票を発行し、妊娠中の異常の早期発見・妊婦の健康の保持・増進を図る。	継続	総合保健センター
15	母親学級・両親学級	妊婦やその夫を対象とした教室で、妊娠・出産・育児についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また妊婦同士の交流を図り、父親の育児参加を支援する。	拡充	総合保健センター
16	マタニティ体操	妊娠6か月以上の妊婦を対象に、出産準備が積極的にできるよう体操や呼吸法を指導する。	継続	総合保健センター
17	マタニティクッキング	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠期及びその後の食生活をより良くすることを目的とし、調理実習・指導を行う。	継続	総合保健センター
18	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。	継続	総合保健センター
19	母子栄養食品の支給	低所得者に対し粉ミルクを支給し、育児状況の把握・指導を行う。	継続	総合保健センター
20	のびのび子育て広場	10～11か月児と保護者を対象に、生活習慣の確立・事故防止の啓発を行うとともに、育児不安の解消と仲間づくりを支援する。	継続	総合保健センター
21	離乳食教室	4か月児健診時・離乳食の初期・中期に教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	継続	総合保健センター
22	おやつと歯みがき教室	2歳6か月から4歳児とその保護者を対象におやつづくりを行うことで、おやつのあり方の興味を高めると同時に、口腔内の手入れのしかたについて指導を行う。	継続	総合保健センター

23	育児関連講座等への協力	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、子育てに関する講座を実施する。	拡充	総合保健センター こども家庭課
24	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	総合保健センター
25	ひよこ教室・ひよこサロン	未熟児及び保護者を対象に、乳幼児の成長の確認・育児支援及び育児不安の解消・親同士の交流の場の確保を図る。	継続	総合保健センター
26	ダウン症児を持つ親の会	ダウン症児の保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	総合保健センター
27	食物アレルギーの子どもをもつ親の会	食物アレルギーの子どもをもつ保護者の会に、随時情報提供・育児不安の解消等の支援を行う。	継続	総合保健センター
28	すくすくクリニック	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	総合保健センター
29	発育・発達クリニック	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
30	こどもの心の健康相談	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
31	多胎児をもつ親の会	多胎児をもつ保護者が、より専門的な育児の相談・保護者同士の情報交換等を行い、多胎児の育児をより楽しくプラス思考で行なえるよう支援する。	継続	総合保健センター
32	乳幼児医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児が医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	拡充	福祉医療課

1 - (2) 「食育」の推進

子どもが生涯にわたり健康に過ごせるよう、成長段階に応じた食に関する指導を充実するとともに、情報発信活動や地域における食育の推進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	幼稚園・保育所等における指導	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を目的として、児童に対する教育を行うとともに、教諭等による継続指導を実施する。	拡充	こども家庭課
2	小・中学校への指導	児童生徒が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けるため、「食」に関する指導を行う。	継続	学校管理課 給食センター 教育指導課
3	地域の特色を活かした「食育」の実践活動	地場産農産物の食材を積極的に献立に導入し、指導資料等で学校、地域に情報を発信する。	継続	給食センター
4	情報発信活動	食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士会等と連携しあい、健康まつり・歯ッピーフェスティバル等の場を通して情報発信活動を展開するとともに、食生活改善習慣のポスターを掲示する。	拡充	総合保健センター
5	乳幼児健診・相談時の栄養相談	乳幼児健診・相談の際に栄養士による相談コーナーを設け、個別的な栄養相談・教育を実施する。	拡充	総合保健センター
6	食生活改善推進員協議会の活動支援	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、地域における食育を推進する。	拡充	総合保健センター
7	地域活動栄養士会との協働	地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援し、地域における食育を推進する。	拡充	総合保健センター
8	マタニティクッキング・離乳食教室・おやつと歯みがき教室・2歳児親子歯科健診での展開	妊婦・離乳期・幼児期を対象とした食に関する教室を開催し、望ましい食生活・食べることの楽しさ等食事を通じた健康づくり・「食べる力」を育む支援を行う。	拡充	総合保健センター

1 - (3) 思春期の保健対策

子どもたちが自らの健康を害することのないよう、薬物乱用防止教育に取り組むとともに、母性・父性を育てる体験学習や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	薬物乱用防止啓発	リーフレット等を配布するなど、啓発を図る。	継続	教育指導課 保健総務課
2	思春期保健相談	学校保健分野の関係機関と連携をとり、電話等による思春期相談を実施する。	新規	保健予防課 総合保健センター
3	子育て体験学習	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター
4	中学生の健康教育	学校からの依頼により、母性・父性の準備期である中学生を対象に、望まない妊娠や性感染症の予防の知識の普及、生命の大切さ・出産や育児の良好なイメージづくりを普及させていく。	継続	総合保健センター
5	飲酒・喫煙防止対策	アルコールやたばこが子どもの健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター等により啓発活動を行うとともに、中学生の健康教育開催時に正しい知識の普及を行う。	拡充	総合保健センター
6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	継続	保健予防課

1 - (4) 小児医療の充実

子どもの急な病気等に対応できるよう小児救急医療や休日急患・小児夜間診療の充実に努めるとともに、障害のある子どもや特定疾患の子ども等に対する医療給付の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。	継続	保健総務課
2	休日急患・小児夜間診療事業	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間（土曜日を除く。）に小児科の診療を行う。	継続	保健福祉推進課
3	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	継続	総合保健センター

4	身体障害児育成医療給付等	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター
5	結核児童療育医療給付	結核児童に対して、その児童の心身両面にわたる健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。	継続	総合保健センター
6	小児慢性特定疾患医療給付	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2 - (1) 次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、将来の自分の生き方を探り、自立した大人として成長するよう、中学生社会体験事業や子育て体験学習等により、次代の親の育成に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	男女平等教育研修会	教職員対象に、男女共同参画社会の実現についての講演会を年1回開催する。	継続	教育指導課 教育研究所
2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
3	子育て体験学習 (1-③-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター

2 - (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、教職員研修や指導方法の工夫改善を図るとともに、相談体制や各種体験活動等、教育環境等の整備に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小・中学校への指導 (1-②-2の再掲)	児童生徒が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けるため、「食」に関する指導を行う。	継続	学校管理課 給食センター 教育指導課
2	子ども情報提供事業	子どもたちの体験等の情報を提供するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」の発行と、子ども情報のホームページを作成する。	継続	生涯学習課

3	臨床心理士配置事業	教育総合相談センターに臨床心理士を配置し、学校からの要請に応え助言・援助したり、教育総合相談センターでの相談に助言したりする。	新規	教育研究所
4	さわやか相談員配置事業	中学校のさわやか相談室に相談員を配置し、生徒や保護者、学区の小学校児童等の相談を受けたり家庭訪問を行ったりする。	継続	教育研究所
5	学校カウンセリング研修事業	教職員がカウンセリングに必要な理論や技法を身に付けるため学校カウンセリング初級・中級研修会を実施する。	継続	教育研究所
6	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
7	総合的な学習の時間の支援	横断的総合的な学習や児童生徒の興味関心に基づく学習などを行う総合的な学習の時間の充実を図るための研修会の実施、研究資料の作成を行う。	継続	教育指導課 教育研究所
8	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	拡充	教育研究所
9	指導方法の工夫改善、少人数学級	確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、きめ細かな指導を行う。また、小学校第2学年、中学校第1学年で、1学級概ね35人を超える学年に1学級増を行い、少人数学級にすることにより、授業や生活面等でよりきめ細かな指導を行う。	拡充	教育指導課 学校管理課
10	教育副読本の整備	小学校3、4年生の社会科の地域学習において活用する副読本を整備する。	継続	教育指導課
11	中学生社会体験事業 (2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
12	国際理解教育	小学校における総合的な学習の時間等の国際理解教育、英語活動の充実のための研修会の実施、研究資料の作成を行う。	継続	教育研究所
13	情報教育	児童・生徒の情報活用能力を育成するため、情報教育について研修会を実施するとともに、コンピューター等情報教育機器の整備、研究資料の作成を行う。	継続	教育研究所
14	土曜体験教室	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
15	子ども博物館教室	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館

16	夏休み子ども体験	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや和楽器の体験などを行う。	継続	博物館
17	昔の遊び	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ベーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
18	ミュージアムシアター	歴史や平和をテーマにした子ども向けの映画を上映する。	継続	博物館
19	人権教育	市民一人一人の人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習の機会や情報の提供を行う。	継続	生涯学習課
20	人権啓発事業	人権意識の高揚と差別意識や偏見の解消に向けた啓発をさまざまな機会を利用し行う。	継続	人権推進課
21	学校部活動補助事業	小学校クラブ活動費、中・高・養護学校部活動費の補助を行う。	継続	教育指導課
22	公立学校施設の整備	学校施設の耐震性能の向上を図るとともに施設・設備等の改善改修を行う。	継続	教育財務課
23	幼児教育振興プログラムの策定	幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、「幼児教育振興プログラム」を策定する。	新規	教育指導課
24	育児関連講座	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
25	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	継続	教育指導課
26	川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定し、施策を推進する。	新規	教育指導課
27	学校図書館図書整備	文部科学省が示している「学校図書館図書標準」に基づく整備冊数を目標に、学校図書館図書の整備充実を図る。	拡充	教育指導課
28	小江戸読書マラソン事業	小学校全学年を対象に、読書記録カードと認定証を配布し、6箇月で30冊の読書を目指して取り組むことにより読書活動を推進する。	継続	教育指導課
29	小江戸中学生読書手帳事業	中学校全学年を対象に、保護者・教職員等から募集した推薦図書を掲載した小冊子「小江戸中学生読書手帳～この本 読んだ？～」を配布し、読書活動の推進を図る。	継続	教育指導課

2 - (3) 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭教育講座や地域活動の推進、ボランティアの活用等により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。さらに、不登校の児童生徒に対して学校復帰に向け指導や援助を行う。	継続	教育研究所
2	不登校児童生徒保護者セミナー	不登校児童生徒の保護者向けセミナーを開き、悩みを聴き、子どもへの関わり方の支援や情報の提供を行う。	継続	教育研究所
3	学習相談	学習相談員を配置し、家庭教育についての相談を行う。	継続	生涯学習課
4	家庭教育学級	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
5	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館
6	総合型地域スポーツクラブ	青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした地域住民の自主的・自立的な運営による多種目・多世代型のスポーツクラブを設置・育成する。	拡充	市民スポーツ課
7	スポーツ少年団	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
8	学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
9	人材バンク	講師等ができる市民に登録してもらい、各学校や地域団体に活用してもらう。	新規	生涯学習課
10	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。	新規	生涯学習課
11	出前講座	職員が、地域に出向いて環境問題やまちづくり等行政に関する講座を行う。	新規	生涯学習課
12	エコチャレンジファミリー事業	希望する家庭に電力量を測る機器を貸し出し、家族で省エネ活動に取り組んだ家庭を「エコチャレンジファミリー」として認定することにより、省エネの取り組みを広げ、地球温暖化防止に貢献できる子どもを育成する。	継続	環境政策課
13	市民環境調査	子どもを含めた市民による環境調査を実施し、児童、生徒の手により集められた情報を本市の環境政策に反映することにより、良質の体験を通じた環境学習を行う。	継続	環境政策課

14	星空観察の集い	星空を観察するという身近な方法を通じて大気環境の状態を調査し、子どもたちが大気環境と人間活動との関わりについて考える機会をつくる。	継続	環境政策課
15	省エネ・新エネフェア in 産博	展示物やイベントを通じ、地球温暖化・省エネ・新エネ等に対する普及啓発活動を行うことで地球環境保全に意識の高い子どもを育成する。	継続	環境政策課
16	環境ふれあい教室（水生生物調査）	水生生物の生息状況を調べて、川の水質を知ることにより、水辺への親しみや身近な環境問題に関心を高めてもらう機会をつくる。	継続	環境保全課
17	夏休み親子リサイクル体験ツアー	ごみの現状を理解し、ごみの減量や分別またりサイクルの大切さを認識してもらうために、小学生と保護者を対象に清掃センターなどの施設見学や廃材を利用した工作教室を行う。	継続	環境業務課
18	市民の森	自然に学び、自然とふれあえる場として市民の森を整備する。	継続	環境政策課
19	子どもエコクラブ	子どもたちが地域の仲間と一緒に、身近な環境や地域環境に関する学習や具体的な取り組み、活動ができるよう支援する。	継続	環境政策課
20	エコチャレンジスクール	全校で環境にやさしい取組を通して学校版 ISO を実施し、環境教育を行う。	継続	教育研究所

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3 - (1) 親の学びの機会の充実

妊娠・出産・育児についての不安や悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、母親学級・両親学級等親の学びの機会の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母親学級・両親学級 (1-(1)-15の再掲)	妊婦やその夫を対象とした教室で、妊娠・出産・育児についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また妊婦同士の交流を図り、父親の育児参加を支援する。	拡充	総合保健センター
2	育児関連講座	育児に関する情報や、親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
3	家庭教育講座 (2-(3)-5の再掲)	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館

3 - (2) 親の社会参画の機会の充実

子育て中の親が身近な地域で人々とふれあい、子どもとともに成長することができるよう、つどいの広場等、親が社会参画する機会の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規 目標事業量: 10箇所	こども家庭課
2	家庭教育学級 (2-(3)-4の再掲)	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
3	イベント等への参加促進(託児)	市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施する。	新規	全庁的に対応

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4 - (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児休業取得等の推進・啓発	育児休業取得の推進や女性の再雇用制度の普及等、事業所及び従業員に対して商工団体及び各種セミナーを通じリーフレット等を配布し啓発を行う。	拡充	商工振興課
2	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク川越の発行している求人情報を庁舎・出張所等に設置して、就業を希望する市民に対して情報提供を行う。	継続	商工振興課
3	求職相談	ハローワーク川越と協力し、高年齢者職業相談室等の相談業務を行う。	継続	商工振興課
4	資格・技能情報の収集と提供	国や県などと連携し、資格や技能を取得できるような情報収集して市民に提供する。	継続	商工振興課
5	国・県の機関との連携	国や県などと連携し、求人情報の収集・提供、各種講座の開催、相談窓口の紹介・周知を図る。	継続	商工振興課
6	労働基本調査	市内事業所の労働条件、福利厚生等の実態を把握するため定期的に調査を実施する。	継続	商工振興課
7	労働相談	従業員、事業主を対象に労働相談を定期的に実施する。	継続	商工振興課
8	一般事業主との連絡協議会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡協議会を開催し、計画の円滑な実施を図る。	新規	こども家庭課
9	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を習得するための講座等を実施する。	継続	女性会館

4 - (2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスを充実するとともに関係機関への支援に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ファミリー・サポート・センター事業 (5-1-8に掲載)	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	こども家庭課
2	学童保育事業 (5-1-1に掲載)	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充	教育財務課
3	病後児保育事業（施設型） (5-1-2に掲載)	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、病気の回復期にある乳幼児の保育を行う。	新規	こども家庭課
4	一時保育事業 (5-1-3に掲載)	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充	こども家庭課
5	特定保育事業 (5-1-4に掲載)	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	新規	こども家庭課
6	「つどいの広場」 (3-2-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規	こども家庭課
7	法人立保育所への支援 (5-2-7に掲載)	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	こども家庭課
8	家庭保育室委託事業 (5-2-8に掲載)	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	こども家庭課
9	認可外保育施設への助成制度 (5-2-9に掲載)	乳幼児（0、1、2歳児）を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	こども家庭課
10	認可外保育施設等の認可化支援 (5-2-10に掲載)	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	拡充	こども家庭課
11	幼稚園での預かり保育事業 (5-2-11に掲載)	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	拡充	こども家庭課

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、一時保育・特定保育事業等地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	学童保育事業	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充 目標事業量: 2,082人	教育財務課
2	病後児保育事業 (施設型)	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、病気の回復期にある乳幼児の保育を行う。	新規 目標事業量: 1箇所 10人	こども家庭課
3	一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充 目標事業量: 24箇所 120人	こども家庭課
4	特定保育事業	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	新規 目標事業量: 24箇所 120人	こども家庭課
5	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う。	拡充 目標事業量: 5箇所	こども家庭課
6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充 目標事業量: 34箇所	こども家庭課
7	「つどいの広場」 (3-(2)-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規 目標事業量: 10箇所	こども家庭課
8	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	こども家庭課
9	家庭児童相談	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。(保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会)	拡充	こども家庭課
10	女性のための相談事業	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	継続	男女共同参画課 こども家庭課

5 - (2) 保育サービスの充実

多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育・延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	拡充 目標事業量: 3,098人 (待機児童0人)	こども家庭課
2	延長保育事業	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	拡充 目標事業量: 1,090人 35箇所	こども家庭課
3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	こども家庭課
4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。	新規	こども家庭課
5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。	新規	こども家庭課
6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。	新規	こども家庭課
7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	こども家庭課
8	家庭保育室委託事業	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	こども家庭課
9	認可外保育施設への助成制度	乳幼児(0、1、2歳児)を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	こども家庭課
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	拡充	こども家庭課
11	幼稚園での預かり保育事業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	拡充	こども家庭課
12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	継続	こども家庭課
13	保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関が専門的・客観的な立場から評価する仕組みの導入を検討する。	新規	こども家庭課
14	認証保育所制度の検討	保育の質の向上を図るため、市独自の認証保育所制度について検討する。	新規	こども家庭課

5 - (3) 子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	子どもに関する条例	未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人間として健やかに育つことができ、個性と主体性を尊重する子どもに関する条例について検討する。	新規	人権推進課 青少年課 こども家庭課 教育指導課
2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	拡充	こども家庭課
3	児童手当	小学校第3学年修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給する（所得制限あり）。	継続	こども家庭課
4	就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	継続	教育財務課
5	スポーツ少年団 (2-3-7の再掲)	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
6	学校体育施設 開放事業 (2-3-8の再掲)	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
7	地域組織活動 への研修	保健推進員に対し、妊婦訪問等母子保健事業についての研修を実施する。また、他の団体からの教室依頼に協力する。	拡充	総合保健センター
8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。	拡充	青少年課
9	児童遊園	幼児・児童を交通禍から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	継続	青少年課
10	児童館機能の 整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。	継続	青少年課
11	青少年市民会 議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。	継続	青少年課
12	青少年団体	青少年団体を支援し、その活動の充実を図る。また、青少年団体が行う野外活動の財政的支援を行い関係機関との連携を図る。	継続	青少年課
13	「子ども110 番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

14	青少年の体験活動事業	友好都市北海道中札内村を中心に中学生を対象にした体験学習、研修を行う少年の翼を実施する。小学生を対象にしたキャンプ、たこ作り、遊びを通じて仲間作りをする「わんぱく共輪国」などを支援する。	継続	青少年課
15	非行防止活動	少年指導センターにおいて、少年補導員を中心とした街頭補導活動を実施するほか、少年相談にも応じ、非行を未然に防ぐ活動を実施する。更に関係機関と連携し、サポート体制の強化を図る。	継続	青少年課
16	不登校児童生徒支援スタッフ事業	市立小中学校に配置し、不登校児童生徒に対し家庭訪問や学習支援、相談活動等を行う。	継続	教育研究所
17	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて、不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
18	地域子どもサポート推進事業	子ども達が学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、様々な子ども達の体験や学習活動をサポートする。	拡充	生涯学習課
19	ブックスタート事業	総合保健センターが行う4か月児健診の際、乳児とその保護者に育児支援としてのメッセージを伝えながら絵本等の入ったブックスタートパックを手渡す。	継続	中央図書館
20	いないいないばあのおはなし会	乳幼児とその保護者を対象にわらべうたを中心にふれあい遊びを行う。乳幼児向けの絵本の紹介も行う。	継続	中央図書館
21	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	継続	生活福祉課
22	スチューデントサポーター派遣事業	学生ボランティアが家庭訪問等を通して不登校児童生徒に学習支援や相談活動等を行う。	継続	教育研究所

5 - (4) 体験活動・交流の促進

子どもが様々な体験活動や交流を通じて、心豊かに成長するよう、体験活動・交流の促進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越PTA連 合会活動	PTA活動をさらに充実するため、各小中学校のPTA役員向けに運営講座を行う。	継続	生涯学習課
2	子育て体験学 習 (1-(3)-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター
3	川越市子ども会育 成者団体連絡議 会活動	子ども会育成団体の自主性を尊重しつつ、相互の連絡協調を図り、その向上発展を期するため、補助金を交付する。	継続	生涯学習課
4	地域人材活用 事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。中学校部活動、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等において多様な学習機会を提供する。	継続	学校管理課
5	中学生社会体 験事業 (2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
6	生きがい活動 支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	継続	高齢者いきがい課
7	体験学習（小学 生対象）	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	継続	中央公民館
8	土曜体験教室 (2-(2)-14の再掲)	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
9	子ども博物館 教室 (2-(2)-15の再掲)	子どもに博物館に親んでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館
10	夏休み子ども 体験 (2-(2)-16の再掲)	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや和楽器の体験などを行う。	継続	博物館
11	昔の遊び (2-(2)-17の再掲)	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
12	海外姉妹都市 交流事業	海外姉妹都市との交流を通じて、平和な社会を築くため、子どもたちの国際理解を深める。	継続	国際交流課

5 - (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てする家庭への支援を充実するため、子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」 (3-2)-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規	こども家庭課
2	地域子育て支援センター事業 (5-1)-5の再掲)	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う。	拡充	こども家庭課
3	保育所による地域子育て支援事業 (5-1)-6の再掲)	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充	こども家庭課
4	子育てサークルへの出前講座	各地区公民館等で活動するサークルからの育児等に関する教室・相談等の要望に対し、保健師・保育士・栄養士等が出向き、協力する。	拡充	総合保健センター こども家庭課
5	子育てサークルへの施設提供	子育てサークルへの活動の場の提供を行う。	新規	中央公民館
6	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	拡充	中央公民館
7	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	継続	中央公民館
8	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、子育てサークル・保育所・幼稚園・認可外保育施設等による子育てネットワークづくりを行い、市内の子育て支援体制を整備する。	新規	こども家庭課

5 - (6) 子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育て情報提供の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達が作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。	拡充	総合保健センター こども家庭課

2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。（サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等）	拡充	総合保健センター こども家庭課
---	-----------------	---	----	--------------------

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6 - (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備するため、育児家庭支援事業、児童虐待防止ネットワーク会議等により児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、再発予防のため、相談体制の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児家庭支援事業	国の「育児支援家庭訪問事業」の趣旨を踏まえて、健診未受診者の把握等から養育（育児）支援が必要な家庭に対し、ヘルパーや専門職（保健師、保育士等）を派遣し、養育支援を行う。健診未受診者の把握については、主任児童委員等地域の関係機関との連携を行い、川越市児童虐待防止ネットワーク実務者会議を派遣検討の場として充実させる。	拡充	総合保健センター こども家庭課
2	家庭児童相談 (5-1)-9の再掲)	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。（保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会）	拡充	こども家庭課
3	児童虐待防止ネットワーク会議	川越市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護等虐待防止対策を講じる。 また、要保護児童対策地域協議会への移行について検討を行う。	拡充	こども家庭課
4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループに保健師・臨床心理士も加わり開催する。自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図り、児童虐待を予防する。（こども家庭課・児童相談所と連携）	継続	総合保健センター
5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	継続	総合保健センター

6 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や母子寡婦福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。 また、養育費が確保できるよう、法律相談や家庭裁判所等関係機関を紹介する。	継続	こども家庭課
2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、一時的に傷病や技能習得等のため日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。 (川越市社会福祉協議会に委託)	継続	こども家庭課
3	高等技能訓練促進費支給事業	母子家庭の母の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合、一定期間「高等技能訓練促進費」を支給する。	継続	こども家庭課
4	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	継続	こども家庭課
5	児童扶養手当	父親がいない又は父親が重度の心身障害を持つ家庭で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。	継続	こども家庭課
6	川越市遺児手当	父母のいない(父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む)義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。	継続	こども家庭課
7	母子自立支援施設すみれ館	母子家庭又はそれに準ずる事情にある家庭で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子共に入所させ、保護・指導を行うと共に自立を支援する。	継続	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。(支給要件あり)	継続	福祉医療課

6 - (3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実等障害児施策の充実に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供することにより地域生活を支援する。	継続	障害者福祉課
2	緊急一時保護事業	保護者等の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害児(身障手帳1～3級、療育手帳④～B)を一時的に保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図る。	継続	障害者福祉課
3	障害児への補装具等の交付	障害児が日常生活を送る上で必要な補装具、日常生活用具等を交付(給付)する。(交付・給付要件あり)	継続	障害者福祉課
4	障害児への各種手当の支給	在宅の障害児に在宅心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。(支給要件あり)	継続	障害者福祉課 こども家庭課
5	障害児者地域療育等支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、専門のコーディネーターが福祉に関する情報提供を行い、相談に応じる。	継続	障害者福祉課
6	障害者総合相談会	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、身体・知的・精神の専門のコーディネーターを定期的に1箇所に配置し、総合的な相談に応じる。	継続	障害者福祉課
7	紙おむつ給付事業	在宅で、失禁状態にあるため排泄の介護を必要としている3歳以上の障害児(身障手帳1・2級、療育手帳④・A)に対し、紙おむつを一定金額以内で現物給付することにより、経済的負担を軽減する。	継続	障害者福祉課
8	統合保育事業 (5-(2)-3の再掲)	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	こども家庭課
9	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	継続	こども家庭課
10	家庭児童相談	保護者、保育所、幼稚園、学校等から発達につまづきのある子どもの相談があった場合、関係機関と連携し、相談に応じる。	継続	こども家庭課

11	障害のある子どもに対する教職員研修事業	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）等指導法研修会、介助員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	継続	教育研究所
12	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。	新規	こども家庭課
13	障害のある子どもに対するサポート事業	障害のある子どもに対して学習支援を行う自立支援サポーターを学校からの要請に応じて派遣する。	継続	教育研究所
14	特別支援教育	一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。	継続	教育研究所
15	ダウン症児を持つ親の会 (1-(1)-26の再掲)	ダウン症児の保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	総合保健センター
16	すくすくクリニック (1-(1)-28の再掲)	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	総合保健センター
17	発育・発達クリニック (1-(1)-29の再掲)	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
18	こどもの心の健康相談 (1-(1)-30の再掲)	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
19	身体障害児育成医療給付 (1-(4)-4の再掲)	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター
20	小児慢性特定疾患医療給付 (1-(4)-6の再掲)	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7 - (1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保

子育て中の家庭が安心して子育てができ健康に過ごせるよう、良質な住宅・良好な居住環境の確保に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	特定優良賃貸住宅	中堅所得層のファミリー世帯向けに、居住環境等の良好な賃貸住宅を供給するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の供給を促進する。	継続	住宅課
2	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）等特に居住の安定を図る必要のある世帯に対する、優先的な取り扱いを実施する。	継続	住宅課
3	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないように、建築材料及び換気設備について審査を行う。	継続	建築指導課

7 - (2) 安全な道路交通環境の整備

子どもと親が安心して外出できるよう歩行空間のバリアフリー化や交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	歩行空間のバリアフリー化	幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。	継続	道路建設課 街路課 道路環境整備課
2	屋外広告物の撤去	美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反して設置される立看板等の簡易除却を実施する。	継続	まちづくり計画課
3	生活道路における安全対策	道路区画線や交通安全看板を設置し、生活道路であることを強調することにより、通過車両の進入の抑制及び通行する際の徐行を促す。	継続	総合交通政策課
4	カーブミラーの整備	見通しの悪い交差点・カーブ等にカーブミラーを設置する。	継続	総合交通政策課
5	交通安全看板	交通安全上危険な交差点等に交通安全看板等を設置し、運転者等に注意を促す。	継続	総合交通政策課
6	道路照明灯	夜間における交通の安全と円滑化を図るため道路照明灯を設置する。	継続	総合交通政策課
7	信号機	交通の安全と円滑化を図る為、川越警察署と連携し、信号機の設置を行う。	継続	総合交通政策課

8	市内循環バス (川越シャトル)	市内の主要な公共施設及び駅周辺等への交通手段として市内循環バス(川越シャトル)を運行する。	継続	総合交通政策課
---	---------------------------	---	----	---------

7 - (3) 安全・安心なまちづくり

公共施設のバリアフリー化や安全に配慮した公園整備等により、安心・安全なまちづくりに努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備	車イス、ベビーカー等の乗り入れのための段差解消をはじめ、健康づくりを支援する「いきいきふれあい公園」の整備を行う。	継続	公園整備課
2	旅客施設、車両等のバリアフリー化	鉄道事業者が、駅施設のバリアフリー化をする際に、国・県と協調してエレベータ・エスカレータの設置費用に対して、補助する。バス事業者が、ノンステップバスを導入する際に、国・県と協調してバス購入費の補助を行う。	継続	総合交通政策課
3	ハートビル法に基づく所要の措置	不特定多数の者が利用する建築物の出入口、廊下、トイレ等について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準に基づいて審査を行う。設計において利用円滑化基準を遵守する。	継続	建築課 建築指導課
4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例(平成8年4月1日施行)、交通バリアフリー法(平成12年11月15日施行)等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。	拡充	道路建設課 街路課 道路環境整備課
5	本庁舎のバリアフリー化	本庁舎全エレベーター内及び東側階段に手すりを設置する。本庁舎内階段の主要部分にノンスリップラバーを取り付ける。	継続	管財課
6	本庁舎における、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁舎において、こども用便座・床置き式小便器・ベビーカーチェア、授乳室等を設置する。	継続	管財課
7	公園の整備	暗がりのある公園に園内灯を増設する等公園の整備を行う。	継続	公園整備課
8	防犯灯の整備	各自治会からの要望をもとに、防犯灯の新設及び修繕等を行い、安全で安心なまちづくりのための環境整備を行う。	継続	市民活動支援課

7 - (4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、交通安全教育の充実を図り、子ども等の交通安全を確保するための活動の推進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	拡充	総合交通政策課
2	児童の登校時の交通安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。	継続	総合交通政策課
3	シートベルトの着用	親水公園まつり等のイベントで、シートベルト衝撃体験を実施し、シートベルトの重要性を児童・生徒に体験認識させる。	継続	総合交通政策課
4	交通安全推進団体への補助	交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。	継続	総合交通政策課
5	交通安全運動	川越市、川越警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	継続	総合交通政策課
6	放置自転車対策	駐輪場等の整備及び管理運営を行うとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な駅前環境を保持する。	継続	総合交通政策課
7	チャイルドシートの使用	着用が義務化されているチャイルドシートの適正な使用の調査・指導を行う。	継続	総合交通政策課

7 - (5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪のない安全な社会を築くため、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策	防犯対策の緊急性を考慮して、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針に基づく各種施策を行う。	拡充	市民活動支援課
2	庁内における防犯推進体制	防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的、効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を設置し、それぞれの部署や所管する団体の自主的、主体的な取組を誘導していく方策等を検討する。	継続	市民活動支援課

3	地域における防犯推進体制	自治会を中心とした活動や地域防犯推進委員、青少年を育てる市民会議、PTA、育成会等の活動を更に充実が図られるよう支援するとともに、それぞれの活動の有機的な連携を図ることにより、市民、事業者が「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動できるよう地域の推進体制が整備されるよう促進する。	継続	市民活動支援課
4	防犯体制	埼玉県、埼玉県警察、川越警察署との連携を更に強化するとともに、既存の活動組織である川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等と更なる連携を図り、防犯体制を充実する。	継続	市民活動支援課
5	防犯協会、暴力排除推進協議会への補助	川越防犯協会に対し補助金を交付するとともに、川越市暴力排除推進協議会に対し負担金を納入し、防犯活動・暴力排除を推進する。	継続	市民活動支援課
6	犯罪情報・防犯情報	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。	継続	市民活動支援課
7	防犯並びに暴力排除推進大会	市民の防犯意識の高揚を図るため、防犯並びに暴力排除推進大会を開催する。	継続	市民活動支援課
8	防犯に関する普及啓発活動	自治会等の関係団体に対して、防犯に関する普及啓発活動を実施する。 ・防犯活動ハンドブック等の配布 ・防犯講習会等の開催	継続	市民活動支援課
9	地域安全協定に基づく防犯パトロール活動	川越警察署との緊密な連携の下、市内事業所と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結する。主な活動内容は、当該事業所の車両に「防犯マグネットシート」を貼付し通常業務を通じて、その業務に支障のない範囲で、防犯パトロールを実施する。	継続	市民活動支援課
10	市公用車による防犯パトロール	市公用車に「防犯マグネットシート」を貼付し、通常業務を通じて、その業務に支障のない範囲で、防犯パトロールを実施する。	継続	市民活動支援課
11	地域における防犯活動	自治会、商店会を中心に、市民、事業所、NPO、ボランティア団体等の市民活動による自主的な防犯活動を支援する。 ・防犯活動の助言、情報提供 ・防犯グッズの配布（貸与）	継続	市民活動支援課
12	防犯実技研修会	全市立学校教員を対象に、学校における防犯対策を、実技を通して行う研修会を実施する。	継続	教育指導課

13	CAPプログラム	CAP(Child Assault Prevention)プログラムは、子どもへの暴力防止プログラムで、就学前から高校生までの子ども 親 教職員 地域の大人を対象にしており、年齢に合わせて寸劇・歌などを交えて、意見を出し合いながら、権利や暴力に対する対処の仕方を学んでいく。	継続	こども家庭課
14	「子ども 110 番の家」 (5-3-13の再掲)	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども 110 番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

7-(6) 被害に遭った子どもの支援の推進

子どもの人権を保護するため、児童虐待防止ネットワーク会議等において関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもの支援の推進に努めます。

	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	犯罪被害者支援推進協議会への補助	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	継続	市民活動支援課
2	家庭児童相談 (5-1-9の再掲)	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。(保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会)	継続	こども家庭課
3	児童虐待防止ネットワーク会議 (6-1-3の再掲)	川越市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護等虐待防止対策を講じる。 また、要保護児童対策地域協議会への移行について検討を行う。	拡充	こども家庭課

2 重点施策

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

多様化、複雑化する健康に関する諸問題を解決するため、健診・相談・指導体制の充実に努めます。

乳幼児健診(総合保健センター) 【拡充】

4か月児健診に助産師・1歳6か月児健診に栄養士を導入するとともに問診票を改正し、育児不安についての把握に努めます。また、未受診者の状況把握・受診勧奨の強化に努めるとともに従事者への研修により資質の向上を図ります。

母親学級・両親学級の充実(総合保健センター) 【拡充】

市内の医療機関と連携をとり、開催日・開催時間を工夫するとともに、母親学級・両親学級の内容の充実に努めます。

育児関連講座等への協力(総合保健センター・こども家庭課) 【拡充】

保健師・栄養士・歯科衛生士等の出向く機会を増やし、地域での子育てに関する講座の場を増やします。

未熟児・長期療養児訪問指導(総合保健センター) 【拡充】

健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に、保健師訪問の機会を増やすとともに、ケースカンファレンス・研修会を実施し、担当者の資質向上を図ります。

乳幼児医療費の助成(福祉医療課) 【拡充】

子どもの健康の確保と、子育て中の親の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費の助成制度の拡充を図ります。

地域活動栄養士会との協働(総合保健センター) 【拡充】

地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援するとともに、共催事業の実施等により地域に食育を推進します。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むため、市立学校の教育活動・教育環境等の整備・充実に努めます。

川越市教職員研修事業(教育研究所) 【拡充】

児童生徒にとってもっとも影響力のある教職員の資質向上を目指し、中核市としての教職員研修事業の更なる充実に努めます。

指導方法の工夫改善、少人数学級の推進（教育指導課・学校管理課） 【拡充】
少人数学級・少人数指導の充実、生徒指導の充実のため、臨時講師、学習支援員、サポーター等の配置を積極的に推進します。

川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進（教育指導課） 【新規】
子どもの読書活動を活性化するため、幼稚園・保育所・学校・市立図書館・民間団体等が連携し、家庭の協力を得て様々な施策の推進に努めます。

家庭教育講座等の実施（中央公民館） 【拡充】
家庭教育のための講演会や学習会の内容の充実を図ります。

総合型地域スポーツクラブの設置・育成（市民スポーツ課） 【拡充】
青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした総合型地域スポーツクラブの拡充に努めます。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育てをより楽しく充実したものにするため、子育てについて話し合い、学ぶ場や社会参画の機会の充実に努めます。

つどいの広場（こども家庭課） 【新規】

目標事業量：10箇所

家庭で子育て中の母親の育児不安や悩みを解消するため、交流し、集える場としてのつどいの広場事業の推進を図ります。

イベント等への参加促進（全庁的に対応） 【新規】

市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施します。

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

仕事と子育てを両立しやすい社会の実現のため、事業主等に対する啓発や、地域における子育ての相互援助活動の推進に努めます。

育児休業取得等の推進・啓発（商工振興課） 【拡充】

育児休業取得の推進や女性の再雇用制度の普及等、事業所及び従業員に対して商工団体及び各種セミナーを通じリーフレット等を配布し啓発を推進します。

一般事業主との連絡協議会（こども家庭課） 【新規】

仕事と子育てを両立しやすい社会実現のため、一般事業主等に対し、子育て支援策の啓発に努めます。

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

子育てしやすい環境を整備するため、市民の多様な保育ニーズに応えるとともに、保育所待機児童の解消に努めます。

また、家庭で子育てをしている母親への支援の充実に努めます。

学童保育事業(教育財務課) 【拡充】

目標事業量:2,082人(推計ニーズ量 2,082人)

学童保育事業の充実に図るため、人員の確保、施設の整備に努めます。

病後児保育事業(施設型)(こども家庭課) 【新規】

目標事業量:1箇所10人(推計ニーズ量 10人)

保育所の設置を予定している医療機関に併設を依頼し、病後児保育(施設型)を実施します。

一時保育事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:24箇所120人(推計ニーズ量 290人)

緊急・一時的に保育を必要とする一時保育事業の充実に図ります。

特定保育事業(こども家庭課) 【新規】

目標事業量:24箇所120人(推計ニーズ量 347人)

週に2、3日程度、午前又は午後に柔軟に利用できる特定保育事業の充実に図ります。

地域子育て支援センター事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:5箇所

学校の余裕教室等を利用し、地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センター事業の充実に図ります。

保育所による地域子育て支援事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:34箇所

保育所が、地域において子育てに関する中心的な役割を担うため、異世代間交流、育児相談、開放保育等の事業の充実に図ります。

ファミリー・サポート・センター事業(こども家庭課) 【拡充】

センターを3箇所に増設し、事業の拡大を図るとともに、会員がより使いやすい制度となるように努めます。

通常保育事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:3,098人(推計ニーズ量 3,324人)

保育所創設支援、公立保育所の整備、公立保育所の定員弾力化、認可外保育施設の家庭保育室化、家庭保育室への入室の促進、幼稚園預かり保育等により待機児童の解消に努めます。(目標事業量については、認可保育所に対応する数値のみ。市の単独施策は含まず。)

延長保育事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:1,090人 35箇所(推計ニーズ量 19時まで希望 924人)

保育所の開所時間を延長するとともに、実施保育所を拡充し、延長保育事業の充実を図ります。

統合保育事業(こども家庭課) 【拡充】

公立保育所において、障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する統合保育を積極的に推進します。

土曜保育事業(こども家庭課) 【新規】

現在、午前中のみ実施している土曜日の保育を、公立20園で平日と同様に実施します。

産休明け保育事業(こども家庭課) 【新規】

現在実施していない公立保育所において、産休明け保育(生後8週間の乳児の保育)を実施します。

公立保育所の運営方法の検討(こども家庭課) 【新規】

指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討します。

法人立保育所への支援(こども家庭課) 【拡充】

保育サービスの充実を図るため、支援の拡充に努めます。

認可外保育施設への助成制度の充実(こども家庭課) 【拡充】

乳幼児(0、1、2歳児)認可外保育施設への助成制度の充実を図ります。

保育サービス評価の仕組の導入検討(こども家庭課) 【新規】

保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関による評価制度の導入について検討を行います。

認可外保育施設の認証保育所制度の創設(こども家庭課) 【新規】

保育の質の向上を図るため、市独自の認証保育所制度を創設します。

地域子どもサポート推進事業(生涯学習課) 【拡充】

子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むため、様々な体験や学習活動を行う地域子どもサポート推進事業を実施します。

子育てネットワーク事業(こども家庭課) 【新規】

子育てに関する情報を共有するため、子育てサークル・保育所・幼稚園・認可外保育施設等による子育てネットワークづくりを行い、市内の子育て支援体制を整備します。

育児サークル支援(総合保健センター・こども家庭課) 【拡充】

公民館等で活動するサークルに対し、話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・子育て出前講座等の支援を実施します。

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、児童虐待の防止や障害を持つ児童とその家庭等への支援策の充実を図ります。

育児家庭支援事業（総合保健センター・こども家庭課） 【拡充】

健診未受診者の把握等から養育（育児）支援が必要な家庭に対し、主任児童委員等地域の関係機関との連携を行い、養育支援を行います。

児童虐待防止ネットワーク会議（こども家庭課） 【拡充】

児童虐待の防止等に関する法律に基づき、「川越市児童虐待防止ネットワーク会議」を組織し、関係機関の連携強化を図り、児童虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護を行います。

また、児童虐待防止ネットワーク会議の設置目的を達成するため、市民等への周知活動や相談体制の充実を図ります。

肢体不自由児認可通園施設としての整備（こども家庭課） 【新規】

障害を持つ子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討します。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

親子が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化及び防犯対策の推進に努めます。

公共施設等のバリアフリー化の推進（道路建設課・街路課・道路環境整備課） 【拡充】

親子が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

交通安全教育の充実（総合交通政策課） 【拡充】

子どもを交通事故から守るため、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を推進します。また、子ども自身が交通事故に遭わないような交通安全教育の充実を図ります。

川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策の推進（市民活動支援課） 【拡充】

防犯対策の緊急性を考慮して、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針に基づく各種施策を推進します。

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

（1）庁内体制の整備

計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第5項の規定により、毎年少なくとも一回、措置の実施状況を公表することとなっています。

また、国が定めた行動計画策定指針では、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要であるとしています。

そのため、庁内関係課により「川越市次世代育成支援対策推進委員会」を組織し、全庁的な体制の下で計画を推進するとともに、計画の実施状況を各年度ごとに把握・点検し、市民に公表します。

（2）川越市次世代育成支援対策地域協議会の設置

本市では、次世代育成支援対策行動計画の推進を図るため、保護者、関係機関代表者、事業主等からなる「川越市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況及び課題について協議を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について各年度ごとに検討を行い、児童福祉専門分科会に意見を提案することができることとします。

（3）川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」は、児童福祉に関する事項を調査審議する機関と位置づけられていることから、計画の策定について審議いたしました。

平成17年度以降については、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について検討を行うこととします。

2 市民及び関係機関等との連携

この計画の推進に当たっては、行政や関係機関だけでなく、子育て中の親をはじめ地域で子育て家庭を支援する人々、事業主、子育てサークルやNPO等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

3 財源の確保

この計画を推進するためには、多額の財源が必要になることが予想されることから、本市としても、歳入の確保に努めるとともに、歳出の削減に努めます。

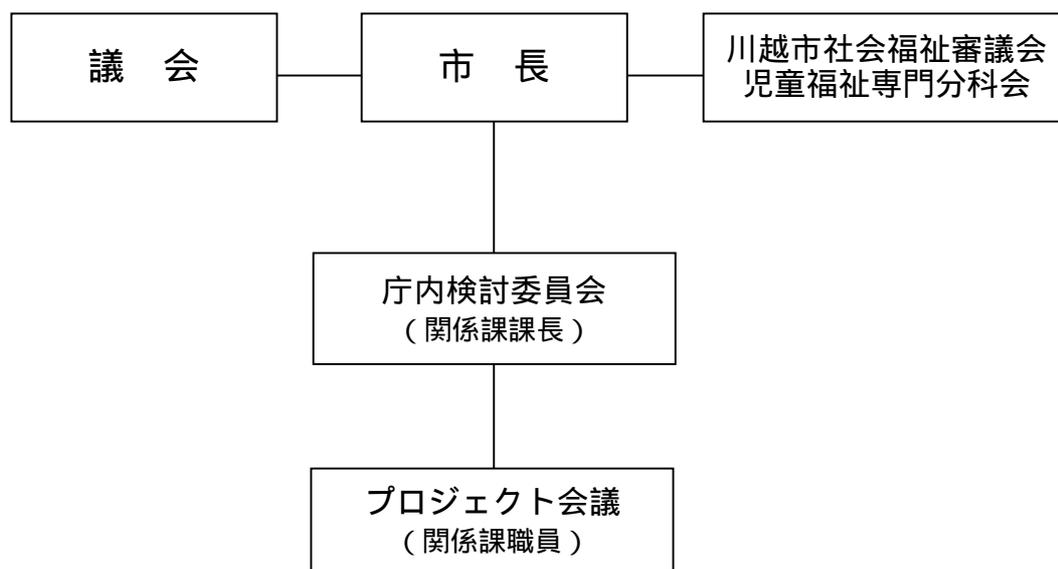
また、国に対し、適正な財源措置が図られるよう要望していきます。

資料編

1 策定体制

本市では、平成 15 年 4 月、中核市に移行したことにより、児童福祉に関する事項を調査審議するために「川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）」を設置いたしました。

この度、次世代育成支援対策行動計画を策定するに当たり、既存の分科会において行動計画の原案を審議することといたしました。（平成 16 年 4 月 8 日、市長決裁）



2 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

	氏 名	選 出 団 体 (役 職)
1	たかはし つよし 高橋 剛	川越市市議会議員
2	かわぐち ともこ 川口 知子	〃
3	かねこ まゆみ 金子 眞弓	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会長
4	なかがわ かずひろ 中川 和弘	川越私立保育園協会
5	しみず たかお 清水 隆雄	川越地区私立幼稚園協会
6	えんどう かつや 遠藤 克弥	学識経験者(東京国際大学副学長)
7	こでら ともこ 小寺 智子	〃 (弁護士)
8	ささき ふうみお 佐々木典夫	〃 ((財)船員保険会会長(元社会保険庁長官))
9	やまもと さだこ 山本 貞子	〃 (幼児教育者)
10	おだか のぶゆき 小高 旭之	川越児童相談所所長
11	さんべい やすはる 三瓶 康晴	川越市小学校校長会
12	いけだ ぶんぞう 池田 文三	川越人権擁護委員協議会川越部会会長
13	おだ ごろう 小田 伍良	川越手をつなぐ育成会会長
14	いしかわ えつこ 石川 悦子	川越市保健推進員協議会副会長
15	つちや あつこ 土屋 敦子	川越市助産師会地区長
16	くぼ きゆうこ 久保木裕子	川越子育てネットワーク副代表
17	いけだ きくよ 池田紀久代	公募委員
18	おおかわらますこ 大河原益子	〃
19	いぬたけ ようじ 犬竹 庸二	川越市医師会会長
20	おおつか よういち 大塚 陽一	川越市歯科医師会会長

会長 副会長

3 分科会の開催状況

分科会では、以下のスケジュールで行動計画の原案の審議を行いました。

第1回 平成16年5月21日開催

- ・会長・副会長の選任
- ・行動計画の策定について
- ・その他

第2回 平成16年8月2日開催

- ・基本理念について
- ・特定14事業の定量目標値について
- ・その他

第3回 平成16年10月7日開催

- ・特定14事業の目標事業量について（報告）
- ・基本理念・基本目標等について
- ・個別施策について
- ・その他

公聴会 平成16年10月24日開催

第4回 平成16年11月4日開催

- ・公聴会について（報告）
- ・個別施策・重点施策について
- ・その他

第5回 平成16年11月16日開催

- ・行動計画素案について
- ・その他

意見募集 平成16年12月6日～平成17年1月5日

第6回 平成17年1月18日開催

- ・意見募集の結果について
- ・行動計画の原案について
- ・行動計画の呼称について
- ・その他

行動計画原案を市長に提案 平成17年2月10日

4 策定の経過

市民ニーズ調査	<p>市民ニーズ調査の実施（平成 16 年 2 月 12 日～2 月 27 日）</p> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童（回答は保護者） 配布数 2,399 回収数 1,479 有効回答数 1,469 回収率 61.2% ・ 小学生調査（回答は保護者） 配布数 2,298 回収数 1,512 有効回答数 1,499 回収率 65.2% ・ 中学生調査 配布数 200 回収数 116 有効回答数 114 回収率 57.0% <p>ヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークル等調査 11 団体 <p>住民基本台帳より、該当する年齢層から無作為に調査対象を抽出し、アンケート調査票を郵送にて配布・回収しました。 ヒアリング調査は、育児サークル等が活動を行っている場所（公民館等）を中心に行いました。</p>
分科会	<p>行動計画原案の審議を行いました。（平成 16 年 5 月～平成 17 年 2 月） P 58 参照</p>
庁内検討委員会	<p>関係課長により、行動計画の検討・調整を行いました。</p> <p>第 1 回 平成 16 年 5 月 12 日開催 テーマ：行動計画の概要について / 素案の策定について / 市民ニーズ調査の結果について</p> <p>第 2 回 平成 16 年 7 月 20 日開催 テーマ：基本理念について / 特定 14 事業の定量目標値について / その他</p> <p>第 3 回 平成 16 年 9 月 14 日開催 テーマ：特定 14 事業の目標事業量についての報告 / 基本理念・基本目標等について / 個別施策について / その他</p> <p>第 4 回 平成 16 年 10 月 21 日開催 テーマ：個別施策における重点について / その他</p> <p>第 5 回 平成 17 年 1 月 11 日開催 テーマ：意見募集の結果について / 地域協議会の設置について / その他</p>

<p>プロジェクト会議</p>	<p>関係課の担当職員により、施策別に課単位の個別施策や目標事業量の検討を行いました。</p> <p>第1回 平成16年4月28日開催 テーマ：行動計画についての概要説明</p> <p>第2回 平成16年5月28日開催 テーマ：ニーズ調査の分析について / 既存・新規事業の個別調査票の作成について / その他</p> <p>第3回 平成16年6月28日開催 テーマ：基本施策についてワークショップによる検討</p> <p>第4回 平成16年7月12日開催 テーマ：基本目標・施策の方針について / 特定14事業の定量目標値案について / 基本理念について</p> <p>第5回 平成16年8月9日～11日開催 テーマ：施策グループごとに個別施策の確認を随時開催</p> <p>第6回 平成16年9月1日、3日開催 テーマ：施策グループごとに個別施策の確認を随時開催</p> <p>第7回 平成17年1月11日開催 テーマ：意見募集の結果について / 地域協議会の設置について / その他</p>
<p>関係機関連絡会</p>	<p>児童福祉に関わる関係機関との連絡会を開催し、行動計画策定の趣旨等の情報提供をするとともに、計画に盛り込むべき考え方・施策等について意見聴取を行いました。</p> <p>保育をよくする会 平成16年6月16日、6月30日、10月5日の3回開催</p> <p>学童保育 平成16年6月25日に開催</p> <p>家庭保育室 平成16年6月28日、7月28日の2回開催</p> <p>一般事業主 平成16年7月9日、10月28日、2月8日の3回開催</p> <p>法人立保育所 平成16年7月12日に開催</p> <p>認可外保育施設 平成16年7月15日に開催</p> <p>幼稚園 平成16年7月16日に開催</p>
<p>小・中学生ワークショップ</p>	<p>次世代育成支援対策推進についての概要を伝え、ワークショップ形式で行動計画策定につながる小・中学生の意見を集めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生ワークショップ 平成16年9月13日開催 川越市立川越第一小学校6年1組33名（男子20名、女子13名） ・中学生ワークショップ 平成16年9月28日開催 川越市立川越第一中学校3年2組33名（男子16名、女子17名）

子育てアイデア会議	<p>子育てに関わる人やサークルを対象に、課題やニーズを共有し、自らが主体的に子育てを応援するための活動を始めていくためのアイデアを出し合いました。その結果平成 16 年度は、子育てフェスタの実施につながりました。</p> <p>第 1 回 平成 16 年 7 月 16 日開催 8 人参加 テーマ：自己紹介、子育ての課題ややってみたいことを出し合おう 第 2 回 平成 16 年 8 月 23 日開催 8 人参加 テーマ：みんなが始める子育て支援のアイデアを出し合おう 第 3 回 平成 16 年 9 月 9 日開催 9 人参加 テーマ：アイデアを整理し、アイデアを伝えるイベントを考えよう 第 4 回 平成 16 年 10 月 1 日開催 18 人参加 テーマ：子育てフェスタの企画を考えよう 第 5 回 平成 16 年 11 月 4 日開催 17 人参加 テーマ：グループに分かれて子育てフェスタの企画を詰めよう 第 6 回 平成 16 年 11 月 26 日開催 19 人参加 テーマ：グループに分かれて子育てフェスタの企画を詰めよう 第 7 回 平成 17 年 1 月 19 日開催 22 人参加 テーマ：子育てフェスタ実施に向けて調整しよう 川越子育てフェスタ 平成 17 年 2 月 26 日開催</p>
公聴会	<p>行動計画策定に当たり、広く市民の意見を聴取することを目的に公聴会を開催しました。 P 62 参照</p> <p>日 時 平成 16 年 10 月 24 日開催 意見発表者 7 名 出席委員 13 名 傍聴人 16 名</p>
意見募集	<p>分科会が策定した行動計画素案を公開し、広く市民の意見を募集しました。公開は市役所本庁舎 2 階こども家庭課、各出張所・公民館、児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、保健所、総合保健センター、中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館及び市のホームページにて行いました。 P 63～64 参照</p> <p>募集期間 平成 16 年 12 月 6 日～平成 17 年 1 月 5 日 募集対象者 ・市内に住所を有する者 ・市内の事業所又は学校等に在勤・在学する者 意見数 9 名</p>
その他の意見受付・情報提供	<p>行動計画策定については、市の広報でのお知らせやホームページによって常時情報公開しました。メールや FAX による意見は常時受け付けました。</p> <p>メールによる意見 4 通</p>
議会	<p>行動計画の策定状況については、平成 16 年 6 月、9 月、12 月の定例会で中間報告し、平成 17 年 3 月に最終報告を行いました。</p>

5 公聴会の開催結果

意見要旨（受付順）

	意見発表者	意見要旨
1	Y氏	・学童保育施策の充実について（施設整備、指導員配置等の改善）
2	K氏	・公立保育園における産休明け保育実施の重要性について
3	M氏	・行動計画について（子どもの権利） ・食育の問題について（地場産の利用） ・行動計画について（親も生き生きとしていられる計画） ・子育てしやすい環境整備について（まちづくり） ・ソフト面における環境整備について（職場における子育てへの配慮）
4	S氏	・特別に支援の必要な子どもたちへの体制作りについて （ひかり児童園 / 保育園の統合保育枠の拡大 / 地域での就学）
5	A氏	・現状の分析 ・施策・事業の検討 ・目標の設定 ・他計画との整合性 ・市民参加と情報公開 ・市町村の連携 ・一般事業主との連携 ・第三次総合計画との関連 ・議会への報告と議会の議決との関係 ・市民参加と情報公開
6	K氏	・家庭保育室の市の保育施設としての明確な位置づけについて ・家庭保育室の低年齢時保育施設として活用について ・休日、夜間、病後児保育について ・川越独自の施策作りについて
7	O氏	・子育てサークルへの補助について ・各施策について（乳幼児医療費の年齢引き上げ・保護者負担廃止 / 小・中学校の少人数学級の早期実現 / 学齢期の子どもの放課後の遊び場について）

6 意見募集の結果

次世代育成支援対策行動計画のパブリックコメントで受け付けた意見

	氏名（年齢）	意見要約	施策該当箇所
1	〇氏	1．乳幼児期の子どもについての相談窓口について 2．食物アレルギーを持つ子どもへの支援等について 3．学童保育室について 4．異世代間の交流の場について 5．バリアフリーのまちづくりについて	P. 22 1-(1)-4 P. 24 1-(1)-27 P. 34 5-(1)-1 P. 34 5-(1)-6 P. 44 7-(2)-1
2	S氏(68歳)	1．本質論の明示及び学校教育、家庭教育、社会教育の間の連携について 2．両親教育について 3．教育ユビキタス論について 4．ネットワークづくりについて	P. 37 5-(3)-18 P. 31 3-(1) P. 30 2-(3) P. 39 5-(5)-8
3	M氏	1．子育てサークルの公民館での優先予約等について 2．保育所の利用について 3．少人数学級の拡充について 4．児童館の増設について 5．保育所による開放保育の情報提供について	P. 39 5-(5)-5 P. 35 5-(2)-1 P. 28 2-(2)-9 P. 36 5-(3)-8 P. 34 5-(1)-6
4	I氏(44歳)	1．施策に関する年度別推進状況の公開について 2．評価制度の公開について	素案全般 P. 35 5-(2)-13
5	〇氏(44歳)	1．次代の親の育成について 2．ファミリー・サポート・センター事業について 3．「つどいの広場」について 4．児童館について 5．緊急一時保護事業について 6．自立支援サポーターの派遣について 7．特別支援教室の設置について 8．全校の特殊学級の設置、通常学級における障害をもった子どもたちへの対応について 9．学童保育室の指導員の加配について 10．ひかり児童園の機能の充実について	P. 17 視点(4) P. 34 5-(1)-8 P. 32 3-(2)-1 P. 36 5-(3)-8 P. 41 6-(3)-2 P. 42 6-(3)- 13、14 P. 42 6-(3)-14 P. 41 6-(3) P. 34 5-(1)-1 P. 42 6-(3)-12
6	S氏	1．自立支援サポーターについて 2．特別支援教育の充実について 3．全校の特殊学級の設置について 4．学童保育室の指導員の加配について	P. 42 6-(3)-13 P. 42 6-(3)-14 P. 41 6-(3) P. 34 5-(1)-1

7	A氏	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現状の分析について 2. 運用管理について 3. 第三次総合計画との関係について 4. 財源・財政について 5. 行動計画書の内容について 6. 市民参加の運用管理について 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章 第4章 第1章 第4章 素案全般 第4章
8	S氏(38歳)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 土曜保育事業の目標年度について 2. 延長保育事業の対応について 3. 学童保育の開設時間について 	<ul style="list-style-type: none"> P. 35 5-(2)-4 P. 35 5-(2)-2 P. 34 5-(1)-1
9	I氏(28歳)	<ul style="list-style-type: none"> 1. お酒やたばこの販売について 2. 子どもたちのための複合施設について 3. 道徳の時間について 4. 公園について 5. 他の地域の伝統、歴史、昔の遊びを学べる施設について 6. 子どもたちの国際交流について 7. 博物館について 8. イベントの開催について 9. 親子で参加するイベントの開催について 10. 図書館について 11. 道路交通環境の整備について 12. 市内循環バスの増便について 13. 道の舗装について 14. 安全・安心なまちづくりについて 15. 子どもが利用しやすい店について 16. 子どもの休日について 17. 子どもたちにプレゼントやお小遣いの配布について 	<ul style="list-style-type: none"> P. 26 1-(3)-5 P. 27 2-(2) P. 27 2-(2) P. 36 5-(3) P. 38 5-(4) P. 44 7-(2)-1 P. 44 7-(2)-8 P. 44 7-(2)-1 P. 46 7-(5) その他 その他 その他

7 ニーズ調査結果の概要

行動計画策定のベースになっているニーズ調査の結果を、行動計画の目標・施策目標にあわせてご紹介します。

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1 - (1) 子どもと親の健康の確保・増進

●相談できる場を増やしてほしい

・保健センターの方が、子どもが生まれてすぐに訪問してくれて、ありがたかったです。もっと相談したり、悩みを聞いてもらえる所が増えていったら素晴らしいと思います。

●乳幼児健診の時期を増やしてほしい

・乳幼児健診が、4か月・1歳6か月まで健診がないので、その間に1回あれば良いと思います。

1 - (2) 「食育」の推進

●食事や栄養についての悩みは多い

子育てをしている中で、日ごろ悩んでいることや気になることは複数回答で、「子どもが自分の言うことをきかない」の19.8%が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」15.0%となっている。

●「毎朝」朝食を食べる小学生が9割以上

朝食に関しては、「毎朝、食べている」が93.4%で、残りは「週に4～6日は食べている」2.9%、「週に1～3日は食べている」2.3%、「食べていない」1.0%である。一方で、世帯構成別に見ると、「片親と子ども」で「毎朝、食べている」が77.5%で、相対的に「毎朝」規則的に食べる子どもが少ない。

1 - (3) 思春期の保健対策

●中学生の異性の悩みの傾向

中学生の悩みは、「異性との関係」について男子が5.1%、女子が12.3%と開きがあった。また学年で見ると、1年生が9.1%、2年生が10.5%、3年生が6.3%となり、3年生になると減少している。なお、最も悩みとして多かった回答は「勉強や成績のこと」65.8%である。

1 - (4) 小児医療の充実

●小児科の充実、特に夜間や休日の診療体制の充実を

・今まで一番困ったことは、平日の夜間に診て頂ける小児科が少なすぎることです。埼玉医大しかないの、そこに集中してしまい、診療を受けるまでかなりの時間がかかります。川越市休日急患診療所でも24時間体制で受け付けていただけると助かります。

・小児科、救急病院が（休日、夜間）少ない。あったとしても遠くて車がないと行けないし不便です。

・現在住んでいる周囲（芳野地区）には、小児科、外科が少なく、待ち時間が長く、具合が悪くてかかるのに逆に病状が悪くなってしまふ。個人病院が減ってきており、かかりつけの先生がおらず日々不安に思っている。市の方で医療施設に力を入れてほしい。

<p>●子育てにお金がかかりすぎる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人育てるのにお金がかかり、将来的に学費や生活費の不安があります。 ・川越市の施策はお年寄にはとてもやさしくなっている反面、子供あるいは子供をもつ家庭への支援が足りない。
<p>●児童手当の充実</p> <p>児童手当の対象年齢の引き上げ、年収による制限の緩和、児童手当の増額（特に2人目から）などが書かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当や医療費負担による優遇措置よりも、教育費全体の金銭的自己負担が大きい。子を2人、3人欲しいと思っている人は多いが、現実的には1人でいっぱいです。
<p>●児童の医療費負担の軽減</p> <p>子どもに対する医療費助成の拡大、出産補助額の増額などの要望が書かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産の補助が30万円ありますが、補助額の増額、検診費用の一部負担を期待します。 ・子どもの医療費を小学生までは無料にしてほしい。 ・乳児だけでなく、小学生位まで医療制度を無料にしたり、保育料を安くしたりしてほしい。 ・児童手当の年齢が引き上げられたのは良い事だが、社会保障・年金等の先送り政策によって安心できる生活の保障がない限り少子化になっていくと思う。
<p>●予防接種を無料にして欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、有料で行われているインフルエンザ等の予防接種を無料にしてほしい。 ・健康診断や予防接種を受ける会場がかなり遠く、車がない人には厳しい。生まれる月に関係なく、近所で受けられるようにしてほしい。 ・ポリオやツベルクリンなど予防接種を受ける日数を増やしてほしい。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-（1） 次代の親の育成

<p>●中学生の考える将来、結婚して子供がいて作りたい家庭は～「両親とも働き子育てする家庭」が3分の2近い</p> <p>将来、結婚して子供がいるとしたら、作りたい家庭は、「子どもが小さいときだけ女の人が家において、子どもが大きくなったら、男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てする家庭」の35.1%が最も多く、次いで「男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てする家庭」30.7%、「男の人が働いて、女性が家のことや子育てをする家庭」21.9%などとなっている。子どもが小さいときは別として、男の人も女の人も働いて「いっしょに家のことや子育てする家庭」が65.8%になる。</p> <p>男女別では、男子は「子どもが大きくなったら、男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てする家庭」33.3%、「男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てする家庭」22.8%、女子はそれぞれ36.8%、38.6%となっており、女子の方が子どもが小さいときも働きたいと思っている。</p>
<p>●中学生が考える20年後の自分の状態は～男子は「わからない」、女子は「結婚して子供がいる」</p> <p>20年後の自分の状態で最も近いと思うのは、「結婚して子どもがいる」の43.0%が最も多く、「わからない」30.7%、「独立してひとり暮らしをしている」18.4%などとなっている。男女別では、女子が「結婚して子どもがいる」56.1%と過半数であるのに対し、男子は「わからない」が36.8%が最も多く、「結婚して子どもがいる」が29.8%と女子の半分程度であり、好対照になっている。</p>

●中学生の乳幼児のふれあい体験

中学生になってからの乳幼児とのふれあい体験は、「ある」51.8%、「ない」47.4%となっている。男女別では、「ある」は女子が59.6%、男子は43.9%と過半数を下回る。

2 - (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

●学校週5日制に対する不安

（小学生の親の意見）

- ・子どもがゆとり教育で、土・日がお休みになりましたが、日本企業の100%が週休2日制ではないので、子供が土・日に家でひとりで過ごすことが我が家では増えてしまいました。
- ・学校の週休二日制の導入で、子供達が学校から帰ってくるのが遅くなり、毎日の生活にゆとりがなくなった様に思われます。

（中学生の意見）

- ・文科省は完全週休2日制にして、ゆとり教育を目指しているが、少なくとも私の学校の生徒のほとんどは、休みが多くなって遊ぶ時間が増えたと言っている。ゆとり教育どころか、これでは生徒は、勉強に意欲を示さず、学力がおちてしまう。
- ・土曜日も、学校があるようにして下さい。

●外で体を動かして遊んでいる小学生は少ない

スポーツなど外で体を動かして遊んでいる時間は、「0.5～1時間以下」の34.2%が最も多く、次いで体を動かしている方では「1～2時間以下」24.6%、「0～0.5時間以下」21.7%、「2～3時間以下」4.5%などとなっており、「1時間～」で30.5%になる。全く体を動かしていない「0時間」は13.3%と少なくない。また、スポーツなど外で体を動かして遊んでいる人の1日平均1.30時間となっている。学年別では「1年生」が1.39時間で最も長く、「4年生」の1.17時間が最も短く、学年間格差は小さい。

●学校を選べるしくみがほしい

- ・学区制度があるために、一番近い学校へ通えない。学区制度はやめてほしい。
- ・普通と特殊教育のはざまに居る子どもが就学するとき、困難が出ている。広く学校を選ぶことができるシステムにしていきたい。
- ・狭い範囲にいくつもの小学校があるのだから、通学区をもっと弾力的にしてほしい。教員（小学校）の質・力量は良いと思う。

●その他学校に対する要望等

（小学生の親の意見）

- ・授業で追いつかない分を塾に通って、その塾通いの為に、地域での行事に参加できなくなったりしている。又、中学へ入っても、生徒数が少なかったり、指導者がいないという理由で、中学生活で一番大切な部活動が充実していない。
- ・学校の施設、環境の整備（少子化で、トイレやプール、空教室等のそうじは先生方や児童だけではまにあわなくなっている）。
- ・学習面だけでなく、しつけや子育て全般について学校でも相談できたり、または適切な相談先を紹介したり、指導したりを可能にしてほしい。

（中学生の意見）

- ・もっと、他校とふれあいをもち、休日の部活を増やしてほしい。
- ・さいたま市の公立高校を受験します。地元川越に共学の高レベルの高校が存在しないからです。

2 - (3) 家庭や地域の教育力の向上

● 大人への要望

（中学生の意見）

- ・大人にはもっと、子どものことを理解してほしいと思っている。
- ・家も学校もキライ。誰かに相談したって意味がないと思う。どうせ、世間体だけを親は気にするから本気で心配してくれる大人なんてどの世界にも存在しない。
- ・ルールを守らなかつたり周りの迷惑を考えない大人が多すぎます。

● 環境・自然保護について

（中学生の意見）

- ・川越の町が大好きですが近ごろ町にゴミが多くゴミ拾いを実施していただきたいなと思っています。
- ・路上でツバやたんを吐くのを取り締まる条例（制度）や、歩きタバコの禁止条例をつくってほしい。
- ・必要ない家を建てすぎだと思う。もっと自然豊かな市になってくれたらうれしい。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3 - (1) 親の学びの機会の充実

3 - (2) 親の社会参画の機会の充実

● 託児付のイベントのニーズ

親と子が一緒に聴ける講演会、親子で一緒に歌ったり踊ったりするイベント、子どもを見てくれる人がいて参加できる講演会など、母親と子どもと一緒に参加できる楽しい企画のニーズも寄せられており、こうしたイベントの充実と同時に、本市の各種イベントの一時保育を徹底していくことも考えられる。

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4 - (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

●子育てについての考え方の傾向は分業思考。実際はほとんど母親が担う。

就学前児童の親は、「子育ては、母親と父親が協力し分担して行うのがよい」の62.4%が最も多く、次いで「子育ては母親が中心に行い、父親はできる範囲で協力すればよい」33.5%、「その他」3.3%、「子育ては、母親が中心に行い、父親は仕事に専念すればよい」0.1%となっている。

一方で、実際の子どもの世話は主に誰がしているかをみると、「母親」が80%以上を占めているものは「洗濯や部屋の掃除」(87.1%)、「食事や身の回りの世話」(85.8%)、「病気の時の世話」(81.7%)となっている。

小学校児童の親は、子育てに関する考え方は、「子育ては、母親と父親が協力し、分担して行うのがよい」の67.8%が最も多くて3分の2以上あり、次いで「子育ては、母親が中心に行い、父親はできる範囲で協力すればよい」23.4%となっている。

一方で、子どもの世話は主に誰がやっているかは、「母親」が「食事や身の回りの世話」87.2%、「洗濯や部屋の掃除」85.3%、「病気の時の世話」81.7%、「学校等の行事」も「母親」76.7%が多い。「子どものしつけ」は母親と父親の「両方で分担」48.4%が「母親」42.0%を上回っている。また、「子どもの勉強」は「母親」53.8%、「両方で分担」29.7%となっており、「子どものしつけ」と「子どもの勉強」以外は、ほとんど母親が分担しているのが現状である。

(意見)

- ・子育てを母親だけでなく、もう少し親に協力してもらいたい。特に父親の意識が重要です。
- ・日本では子育て＝母親という風潮がまだまだあり、それだけで母親は「自分が頑張らないといけないうい！」という大きなプレッシャーを感じます。

●父親が子育てに関わりづらい理由は「時間が取れない」が多い

就学前児童の父親は、父親が子育てに関わりづらい理由として、「残業や通勤時間が長く、時間がとれないこと」の68.8%が最も多く、次いで「子どもや家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」40.2%、「子育ては母親の役目という意識が男性にあること」27.8%、「父親として何をすべきかよくわからないこと」17.4%、「男性が子育てにかかわることを特別視する風潮が世間にあること」6.2%などとなっている。

また、小学校児童の父親では、一般的に、父親が子育てに関わりづらい理由は複数回答で、「残業や通勤時間が長く、時間が取れない」の65.0%が最も多く、次いで「子どもや家庭のことで休みをとることに、職場の理解を得にくい」33.2%、「子育ては母親の役目という意識が男性にある」28.8%、「父親として、具体的に何をすべきかよくわからないこと」16.8%、「男性が子育てに関わることを特別視する風潮が世間にあること」5.4%などとなっている。また、「その他」が5.0%と少なくないが、内容は分散しており、一部だが日本経済のサービス経済化を反映して「土日が出勤日であるため」というものもある。

4 - (2) 仕事と子育ての両立の推進

●男女共同での子育てを

- ・男女ともに、働きながら子どもを育てられる「共働き共育て」の環境の整備をお願いします。
- ・父親・母親の勤務時間を短くすること。勤務時間が長いから、延長保育というのは短絡的。人間らしく生きることを考えるべき。

●子育て家庭への職場の理解、残業の規制、休暇の取得

- ・父親がもっと子育てに関わるためには、仕事に費やす時間を減らし、家族と一緒に過ごす時間を増やすことが必要だと思います。
- ・問題は、父親が子どものことで休みをとることが職場で理解を得にくい、残業が多いことです。
- ・男女とも、せめて小学生以下の子どもがいる家の人は「残業なし」としてもらいたい。

●育児休暇を取りやすい職場

- ・父親に対し育児休暇は認められているが、実際には休暇は取れないのが現状、何とかならないか。
- ・出産のため退職すると、育児を終えても就職はできないと聞いています。また、育児休暇1年というの短いように思います。
- ・託児所つきの会社が増えてくれるといいと思います。

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実

●緊急保育のニーズ

ニーズ調査では、緊急な用事や病気等で子どもの世話ができなかったことが「あった」人が約6割を占めており、緊急保育の充実を図る必要がある。

一方で家庭保育室へ本市が緊急委託した施設数は、H11年度の6か所をピークにH14年度は2か所に減少しているという事実もある。緊急保育が必要な人に情報が伝わっていないことが考えられる。

一時保育の実施状況はH11年度から4園から5園に増え、登録数はほぼ横ばいとなっている。
(意見)

- ・自分が休めないときに、子どもが熱をだしたりする。保育園や幼稚園の1室を病児保育室にするなど病児保育の充実を検討してほしい。

●ストレス、リフレッシュ保育のニーズ

「育児疲れをリフレッシュする必要がある」という人が約6割存在している。リフレッシュ保育についても充実を図る必要がある。

(意見)

- ・母親が一人だけで子どもをみることが多い家庭では、ストレスがたまってイライラを子どもにぶつけてしまう家庭も多いと思います。
- ・子育てに疲れて休みたいときに、1時間でも子どもから離れるとリフレッシュできます。
- ・すぐに子どもを預かってくれる場所があれば、母親もリフレッシュしやすいと思います。

●ファミリー・サポート・センターの充実を

ファミリー・サポート・センターの利用割合は全体で0.1%と非常に少ないが、今後利用したいサービスとしては、20.5%のニーズがあった。より身近にあり、急なニーズにこたえてほしいという声も寄せられている。一方で、預かり料金が低いという声もあった。

今後、サービスの周知を図ると同時に、地域単位のきめ細やかなニーズに応えることで、より利用者が増加することが考えられる。

●子育て相談の充実を

子育てに関する相談を必要とするニーズは高く、今後利用したいサービスの中で、就学前児童の親の場合「子どもの健康相談」35.4%、「教育相談」27.4%、「川越児童相談所」18.7%、小学生の親の場合「親の不安や悩みの相談」36.0%「子どもの健康相談」35.4%、「教育相談」27.4%「家庭児童相談室」20.9%など、相談に関するニーズが多く挙げられていた。また、相談できずに悩んでいる人が多いことから、十分な対策を考え、それぞれの保育所や幼稚園等に相談窓口を増やしたり、一軒一軒に相談員が訪問するなど、相談を受ける機会を広げる工夫を求める意見があった。

5 - (2) 保育サービスの充実

●保育所・幼稚園へのニーズ～20～30代の女性の市民ニーズでは、「保育所・幼稚園」が最も多い

平成15年の市民意識調査によると、「力を入れるべき市の施策」について性別・年代別のニーズを見ると、20代女性が31.1%、30代女性が30.8%で「保育所・幼稚園」を挙げており、どちらも一番高いニーズとなっている。また30代男性の19.6%にも「保育所・幼稚園/保健・医療」を挙げており、育児世代にとって保育所・幼稚園への施策の期待が高いことがうかがえる。

●保育所へのニーズ～保育所の定員の拡充

本市では、保育所の入所希望者が増加しており、待機児数も増加している。このため、早急に待機児童数を解消する必要がある。今回のニーズ調査の結果を踏まえて、今後の保育ニーズを予測し、保育所定員の充足を図る必要がある。特に、待機児童数は保育所によりまちまちであり、地域ごとの保育所定員を再検討し、定員の拡充を図る必要がある。

保育所は0歳から利用があり、4歳19.9%をピークに減少する。

就学前児童の入園したい保育施設の第1希望は、0歳から2歳まで6割以上ある。

●法人立保育所・認可外保育施設は保育料が高い

公立保育所の待機児童が多い一方で、法人立保育所や認可外保育施設の保育料の高さを不満とする声も少なくない。認可外保育施設に対する援助の充実を望む意見もある。

入園の条件が障害になっている

育児休暇中や仕事を探している人にとって、保育所へのニーズは高い一方、仕組が障害になっている次のようなケースもある。

・育児休暇が1歳までなので、生まれた月によっては4月には保育園に入園できず、定員枠があるので、途中の入園もできない。現在の入園基準8か月令以上を3・5か月令にしてもらいたい。

●家庭保育室の利用状況は横ばい状態

保護者の就労、傷病等により家庭での保育が困難となる生後8ヶ月から2歳（3歳未満）までの乳幼児の保育を行う、「家庭保育室」の利用割合は全体の1.4%で、委託児童数は3,000人前後で現在横ばい傾向である。

●幼稚園へのニーズ～4歳以上の利用ニーズが高い反面、利用料の高さが課題

幼稚園の利用は1～2歳から利用があり、3歳で20.5%、4歳からは6割以上に急増する。親の第1希望では、3歳から幼稚園に入れたいニーズが高く、実際は希望より1年遅れになっていることがわかる。その理由として、利用料が高いことを指摘する声も多い。

●幼稚園の預かり保育の拡充が必要

幼稚園は幼児教育の地域センターとして、就学前児童の学校としての役割を担ってきた。近年、少子化の中で、幼稚園で「預かり保育」が実施されているが、「幼稚園の閉園後の預かり保育をしてほしい」という意見は49.1%に達している。このため、子育て家庭の保育ニーズに対応して、幼稚園の預かり保育の拡充を促進する必要がある。閉園時間後の預かり以外のニーズとしては、夏休み等の長期休暇が46.5%、土曜日が27.1%、開園前が23%、休日が15.7%である。また、時間が短い、料金が高いという声もあり考慮が必要である。

●延長保育・土曜日休日保育のニーズ～延長保育の拡充が必要、また時間の延長も求められる

延長保育はH10年度の4園からH14年度には7園に増え登録児童数も増加しており、充実を図る必要があるサービスといえる。

（意見）

・延長保育はせめて朝7時から夜21時までやってほしい。

●土曜・休日保育～特に土曜のニーズが高い

土曜の保育サービスの利用ニーズは37.9%もある。そのうちほぼ毎週利用したい人は9.4%いる。利用時間は、開始時間は8～9時が多く、終了時間は15時と17～18時が多い。

休日の保育サービスの利用ニーズは土曜日よりは少なく、16%である。そのうちほぼ毎週利用したい人は2.2%いる。利用時間は、開始時間は8～9時が多く、終了時間は16・17・18時までが多い。
（意見）

- ・私はシフト勤務ですが、子どものために、特に、土日を休みにさせてもらっていますが、公立保育園で土日も預かっていただければと思います。
- ・サービス業や看護師など土日に関係なく働く人のために公立保育園は休日保育を実施してほしい。

●学童保育へのニーズ～学童保育室の入室児童数は増加している

学童保育室の利用状況は、平日の放課後、「利用していない」は91.4%、「利用している」は8.5%と数の上では少ないが、利用者（回答者128人）の中では、「利用時間の延長や休日の利用もできるとよい」（35.2%）という意見が寄せられている。

また、夏休み中の平日にもやってほしいという声もある。

なお、利用者の学年の傾向としては、1年生が22.7%と多く、2年生16.7%、3年生9.0%、4年生7.4%、5年生0.8%、6年生0.3%と高学年になると減少する。

学童保育室を利用している人の時間延長や休日利用の希望は、「今のままでよい」32.8%、「利用できるとよい」35.2%、「無回答」32.0%と3つに分かれている。

（意見）

- ・現在4年生までを6年生まで利用できたらと思う。5・6年生でも今の世の中、家に1人で残されるのは不安です。

5 - (3) 子どもの健全育成の取組

●子どもが遊びやすい公園が必要～地域ごとの公園の配置を考え、子どもが遊びやすい公園へ整備

就学前の子どもが遊ぶ場として、公園は大きな位置を占めている。しかし、「公園が近くにない」、あっても「人目につきにくく安心できない」、「遊具が少なく、子どもがすぐ飽きてしまう」、「水飲み場・手洗い場がない」、「夏の陽射しをさえぎるものがない」、「遊具はあっても幼児には危険」、「小学生が遊んでいて、ぶつかりそうで危ない」など、公園に対する意見も多い。さらに、「公園が暗い」、「見通しが悪い」、「誰も清掃していないらしく汚い」、「他の子どもが集まっていない」などの理由から、自分たちはほとんど利用していない公園もある。

このため、地域ごとの公園の配置、広さ、設備、遊具、安全（事故防止・防犯）などの面から総点検をし、地域の子ども・親・高齢者も含めて議論して、子どもたちが遊びやすい公園として整備していくことが必要になっている。

●市民意向調査に見られる公園へのニーズ

平成 15 年の市民意識調査では、「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」にしたいという人が 23.8%で 2 番目に多く、平成 3 年からこのニーズはほぼ横ばいになっている。属性で見ると、年齢別では 20 代・30 代が最も多く、男女別では女性が多い、職業別では主婦が最も多く、子育て層からのニーズの高さと一致している。

●公園利用者の住み分けが課題

公園はあっても、幼児にとっては小学生以上が遊んでいることを危険と感じたり、中高生はスポーツができるような公園が少なく、高齢者のゲートボールと子どもの遊びが共存できていないなど、利用する層によって共存しにくいという意見も多い。

公園の利用のあり方については地域の様々な層が集まって協議しながら検討を進める必要がある。
(中学生の意見)

- ・近くにある公園はお年よりのゲートボール場になってしまうので、小さい子供を連れていくと、とてもいやがられます。
- ・今、公園では、サッカーや野球が禁止されているから、できるようになればいいなあと思います。
- ・たまに不良みたいな怖い人たちがいたりして使いたくても使えない時があります。これから市の方で公共施設をつくれる場合、クレアパークの様に少し規定が厳しいように思われますが警備をつけて頂ければ、安心して利用できるのうれしいです。

●児童館の整備、公民館の活用～児童館がほしいというニーズが非常に高い

本市では、児童館が2館設置されているが、各地の育児サークルからは、「もっと身近な地域に雨の時でも子どもを遊ばせられる場がほしい」という意見が多く出されている。子育て支援のサービスや施設の今後の利用希望において、「児童館」が49.6%と最も多かった。小学生の親も、子どもの健やかな成長のために必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場所の提供」67.3%と最も多く、半数近くが児童館の利用を希望している。今後、児童館の増設を検討していくことが必要と思われる。

・雨の日に幼児が遊べる場所がない

雨の日には外で遊べないので、室内の遊び場が必要だ。室内の遊び場として利用可能なものは、児童館、公民館、その他の公共施設、自治会や町内会の会館、学校や幼稚園の空き教室などがあるが、幼児に開放されているものは少ない。

・今後の利用したい施設やサービス（就学前児童の保護者）

今後利用したいものは、図書館（92.5%）、乳幼児の健康診査（84.3%）、児童館（80.3%）、公民館（80.1%）などとなっている。

・地域に「児童館」が少ない

現在ある2館は、「子どもの城」（川越市児童センター）、「クラッセ」（川越市川越駅東口児童館）がある。「子どもの城」は「遠い」、「駐車場が狭い」などの理由で、行っていない人が多かった。クラッセの児童館は、「新しくきれいで、床は木製で、遊具もあり、また、図書室や幼児用のコーナーもあり、子どもを遊ばせるにはよい環境である」として、利用したことがある人がかなりあった。しかし、市の中心部に住んでいない人には、駐車場の確保や駐車料金の点では難点がある。そのため、クラッセのような児童館を各地域に作ってほしいという要望が多く出された。

●育児サークルは主に公民館を活用

現在、育児サークルは、主に公民館の部屋を借りて活動している。幼児が安全に遊ぶためには、公民館の部屋は、床が板張りか畳敷きのところがよい。

公民館は多くの団体が利用しているので、部屋を借りるのが大変な時もある。また、「雨の日には、公民館の空き室を子ども向けに開放してほしい」という声もあった。

公民館へは、子どもと一緒に徒歩（ベビーカー）、自転車、自動車などで来る。

今後こうしたニーズへの対応を考えていく必要がある。

公民館以外の施設への活用ニーズとして「公共施設の一部を子どもに開放してほしい。」「図書館で、親子で参加できるイベントの機会を増やしてほしい。」などの意見がある。

●子育て支援センターは乳幼児を安心して遊ばせることができる

就学前児童の保護者の子育て支援センターの認知度は41.4%だが、実際に利用したことがあるのはわずか5.8%である。今後利用したい人が48.9%と半数近く、地域ごとに増設することによって、今後の利用は高まる事が考えられる。

板張りなので危険がない、保育園の庭も利用できるので外遊びもできる、乳幼児の場合、4～5歳の子と一緒にだとぶつかったりして危険なこともあり、ここは安心である。公園は目を離していると子どもが道路へ出てしまう危険があるが、ここは保育園の中なので、そういう心配もない、乳幼児を他の子どもと一緒に遊ばせることもできるなどの声がある。

●小学生の施設の利用状況～公園の利用は8割以上

公園の利用の有無は、「時々利用する」が50.7%と最も多く、「よく利用する」32.4%を合わせた「利用する」で83.1%になる。「利用していない」は14.3%である。地区別では、最も「利用する」が多いのは「霞ヶ関北」の96.0%で、少ない「芳野」でも63.6%と6割を超えており、公園の利用率はいずれも高い。

●学校施設の利用は6割近い

学校施設の利用の有無は、「時々利用する」が38.2%と最も多く、「よく利用する」20.9%を合わせた「利用する」は59.1%になる。「利用していない」は36.7%である。地区別では、最も「利用する」が多いのは「山田」の66.0%で、少ない「芳野」は40.9%と4割程度に留まっているが、2番目に少ない「古谷」でも52.0%と半数を超えており学校施設の利用率はいずれも高く、かつ、地区間格差が小さい。また、「山田」は「よく利用する」も34.0%で最も多い。

●図書館の利用は3分の2

図書館の利用の有無は、「時々利用する」が50.6%と最も多く、「よく利用する」15.5%を合わせた「利用する」は66.1%になる。「利用していない」は31.0%である。地区別では、最も「利用する」が多いのは「霞ヶ関北」の93.9%で少ないのは「芳野」の45.5%と唯一半分以下で、次に少ない「福原」でも51.2%である。「霞ヶ関北」は「よく利用する」も30.3%で最も多い。

●公民館の利用は3割

公民館の利用の有無は、「利用していない」が65.1%と多く、「時々利用する」27.4%、「よく利用する」3.3%を合わせた「利用する」は30.7%になる。地区別では、もっとも「利用する」が多いのは「山田」の54.0%と唯一半数を超え、第2位の「福原」でも37.2%でしかない。ただし、「よく利用する」で最も多いのは「大東」の7.3%になる。一方、少ないのは「古谷」の24.0%で、「山田」とは2倍以上の開きがある。

●スポーツ施設の利用は4分の1

スポーツ施設の利用の有無は、「利用していない」が69.5%と多く、「時々利用する」20.0%、「よく利用する」5.3%を合わせた「利用する」は25.3%になる。地区別では、最も「利用する」が多い「山田」でも34.0%である。一方、「利用する」が最も少ない「高階」で20.0%と、地区間格差が小さい。

●児童館の利用は2割

児童館の利用の有無は、「利用していない」が76.1%と最も多く、「時々利用する」16.2%、「よく利用する」2.7%を合わせた「利用する」は18.9%になる。地区別では、もっとも「利用する」が多い「本庁」でも33.1%である。「よく利用する」でも「本庁」の4.9%になる。一方、「利用する」の少ないのは「芳野」で、4.5%でしかなく、「よく利用する」は0%である。

●中学生の施設の利用ニーズ～公共施設の利用、欲しい施設は「スポーツのできる場所」

中学生が利用している公共施設は、学校施設(47.4%)、図書館(29.8%)、スポーツ施設(26.3%)、公園(23.7%)などで、公民館(7.9%)、児童館(0.9%)は利用が少ない。

中学生が近くにあったらいいと思う施設は、「スポーツのできる場所」(58.8%)、「パソコンが自由に使える場所」(41.2%)、「友達とおしゃべりできる場所」(40.4%)、「読書や勉強ができる場所」(30.7%)などとなっている。

(意見)

- ・公共施設(図書館や公民館など)がもっと近くにあればよく利用したいです。
- ・図書館でも本を読む以外には使ってはだめという所がある。もっと勉強ができる空間がほしい。
- ・公民館等(ジョイフルetc...)の空き室は勉強の為開放して下さい。狭山市等近隣の市ではそうしている所があります。

●中学生の施設の利用状況～学校施設、「よく利用する」と「利用する」は半数近い

学校施設の利用の有無は、「利用しない」の29.8%が最も多く、次いで「よく利用する」25.4%、「利用する」21.9%、「あまり利用しない」21.9%となっており、「利用する」と「よく利用する」を合わせると47.3%になる。学年別では、「よく利用する」と「利用する」は、いずれも45~50%であり、格差は少ない。

●図書館、「よく利用する」と「利用する」は3割

図書館の利用の有無は、「あまり利用しない」の37.7%が最も多くて、次いで「利用しない」30.7%、「利用する」20.2%、「よく利用する」9.6%となっており、「利用しない」方が多いが、「利用する」と「よく利用する」を合わせれば29.8%と3割ほどになる。学年別では、「3年生」は「利用する」25.0%、「よく利用する」18.8%と多く、合わせれば43.8%となり、「無回答」3.1%を除けば半数近くなる。

●スポーツ施設、「よく利用する」と「利用する」は4分の1強

スポーツ施設の利用の有無は、「利用しない」の43.0%が最も多く、次いで「あまり利用しない」28.9%、「利用する」16.7%、「よく利用する」9.6%となっており、「利用する」と「よく利用する」を合わせると26.3%になる。学年別では、「利用する」と「よく利用する」を合わせると「1年生」34.1%、「2年生」23.7%、「3年生」18.8%と学年が上がるほど少なくなる。

●公園、「よく利用する」と「利用する」は4分の1近い

公園の利用の有無は、「あまり利用しない」の40.4%が最も多く、次いで「利用しない」35.1%、「利用する」18.4%、「よく利用する」5.3%となっており、「利用する」と「よく利用する」を合わせると23.7%になる。学年別では、「よく利用する」と「利用する」を合わせると「1年生」31.8%、「2年生」13.2%、「3年生」25.0%となり、「2年生」が少ない。

●公民館、「利用しない」が3分の2近い

公民館の利用の有無は、「利用しない」の65.8%が最も多く、次いで「あまり利用しない」24.6%、「利用する」4.4%、「よく利用する」3.5%となっており、「利用する」と「よく利用する」を合わせても7.9%に留まる。学年別でも各学年共に「利用しない」がほとんどである。

●児童館、「利用しない」がほとんど

児童館の利用の有無は、「利用しない」の85.1%が最も多く、次いで「あまり利用しない」11.4%であり、「よく利用する」と「利用する」は0.9%でしかない。学年別でも各学年共にほとんど「利用していない」である。

5 - (4) 体験活動・交流の促進

●小学生の地域参加の状況

・子供会、「参加」は半分以下から100%まで地域格差が大きい

子供会への参加の有無は、「参加している」が82.1%と高い参加率で、「参加していない」は14.2%でしかなく、全体的には子ども会活動は活発である。

地区別では、高い「芳野」は100%であるのに対し、低い「霞ヶ関北」は41.4%と半分以下ではない。ただし、半分以下は「霞ヶ関北」だけで、次に低い「名細」は69.1%と7割ほどの参加率になる。親の意見としては、「育成会の行事は大切であり、大事にしていく必要があると思います」「役員の方は大変でしょうが大人も子どもも近所の人と深くつき合える大切な機会だと思います。」「顔を知っているということが犯罪の防止などにもつながる。」「横ばかりでなく縦のつながりが子どもだけでなく大人も大切」などのように子ども会を積極的に評価している意見がある。

その一方で、「育成会の役員中心から子どもたち中心で計画、実施するような子供会になっていったら良い」のように運営方法の変更を求める意見や「育成会と呼ばれる子供会が多すぎ、役員（母親のみ）の負担が大きすぎて苦痛である。参加したくないが強制なので困る。」「集団活動もよいが今の時代、個人を大切にすることも考えてほしい。」「登校時の立哨など負担が大きく、市外への転出も考えている」「子供会の行事に参加しないのに、会費を払わなくてはならないのはおかしい」と否定的な意見も少なくなく、子供会への参加率は高いが、潜在的な脱会希望者もいる。

・ボーイスカウトやガールスカウト、「参加」は2%

ボーイスカウトやガールスカウトへの参加の有無は、「参加していない」が87.2%とほとんどで、「参加している」は2.1%しかない。

・スポーツクラブ、「参加」は3割弱

スポーツクラブには、「参加していない」が63.0%、「参加している」は28.6%である。

・その他の活動、「参加」は6%

その他の活動への参加の有無は、「参加していない」が21.3%で、「参加している」は5.7%しかない。「参加している」の具体的な内容は「合唱団」が10団体程あるのが目立つ程度で、他は分散しており、複数回答は「自治会」「お囃子」「YMCA」などである。

●中学生の地域参加の状況～ボランティア「経験あり」が57%

ボランティア活動の「経験あり」が57.0%で、内容は「環境美化に関する活動」が多い。また、地域の団体（自治会等）の行う行事へ「参加したことがある」は43.9%で、内容は「地域の祭り・盆踊り」、「ラジオ体操」などが多くなっている。

乳幼児とのふれあい「体験がある」は51.8%で、性別で見ると、女子が59.6%と高く、男子は43.9%と低い。

ボランティア活動をしている回答数65の複数回答で、「環境美化に関する活動」の70.8%が最も多く、次いで「高齢者の福祉・介護に関する活動」16.9%、「障害者の福祉・介護に関する活動」9.2%となっている。男女別では、「環境美化に関する活動」が70.6%、71.0%と7割水準で同じだが、女子は「高齢者の福祉・介護に関する活動」19.4%、「障害者の福祉・介護に関する活動」と「町づくりに関する活動」16.9%も相対的に多い。

●中学生の地域の団体が行う行事への参加は「ある」が4割強

自治体等の地域の団体が行う行事への参加の有無は、「参加したことがない」51.8%、「参加したことがある」43.9%となっている。男女別では、「参加したことがある」は男子36.8%、女子50.9%となっており、女子は過半数が「参加したことがある」である。

地域の団体の行事に参加した回答数50の複数回答で、「地域の祭り・盆踊り」の72.0%が最も多く、次いで「ラジオ体操」40.0%、「スポーツ大会や教室」26.0%、「自治会の運動会」18.0%などとなっている。また、「その他」14.0%も多いが、その内容は「ゴミ・資源回収」である。

男女別では、男子が「ラジオ体操」の66.7%が最も多く、「地域の祭り・盆踊り」は57.1%に留まっているのに対し、女子は「地域の祭り・盆踊り」の82.8%が圧倒的に多く、「ラジオ体操」は20.7%である。

5 - (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

●育児サークルへの支援は、子育て情報のすそ野を広げる

本市には、幼児をもつ親たちが、親同士の交流や子どもの遊び仲間づくりを目的とした自主的な育児サークルが数多く存在している。

サークルの傾向としては、子どもの年齢は、就園前の幼児を対象としたものが多く、主に公民館を拠点として活動しているサークルが約50団体ある。

多くの参加者は「相談できる人が身近にいない」、「相談場所がわからない」という人が多く、地域では得られない情報をサークルのコミュニティを通して得ている傾向がある。育児サークルを支援することにより、結果としては子育て情報提供を効果的に広げる手段ともなり、十分な連携・支援体制が必要である。

支援イメージとしては、育児サークルに対する情報提供、サークル活動の紹介、PRの場の提供、プレイ・リーダーの派遣、サークル同士の交流、高齢者や子育て経験者との交流促進、見学料の減免などが挙げられる。

また、育児サークルは、子育て講座や健診を契機に子育てグループがはじまるケースが多く、こうした場への子育て情報提供は効果的であることがうかがえる。

（意見）

- ・手遊び、手作り工作、集団ゲームなど様々な遊びを指導できる人（プレイ・リーダー）を紹介してほしい。
- ・毎日子どもの世話という女性には、気軽に遊びにいける場所で、同年代の子どもをもつ親とも交流できる場があれば、ストレスの発散になるので、育児サークルの情報を提供してほしい。
- ・同じ年頃の子どもが集まれる継続的な講座やスクールを数多く開設してほしい。

●隣近所に子どもが少ない・隣近所とのつきあいは少ない ～地域社会で子育て支援を

保育園や幼稚園に行っている子どもが多いため、平日の昼間に隣近所で幼児をあまり見かけないという意見があった。公園に行ったり、子育てサークルに参加しないと、同年代の子どもと遊ぶ機会がない状況である。

また、昔の地域コミュニティのように、隣近所のおばさんに子どもを短い時間だけ見てもらって、買物や用事をたすようなことはあまりないという意見があった。

一方で、「社宅では、子育てが終わった人が声をかけてくれることもある。」「育児サークルで知りあった人同士が近所に住んでいるのなら、お互いに助け合うこともできると思う。」という声もあり、地域での支え合いを望む意見も寄せられている。

（意見）

- ・育児についても、地域の人に相談したり、助けてくれる人がいたり、親がいたらなくとも周りの人が補って、子どもが育っていったと思います。
- ・昔のように、近所づきあいを積極的に行えるように、一人ひとりが地域社会の大切さを感じることができると望みます。
- ・近所にいらっしゃる子育てを終えた高齢者の方や先輩方と、気軽にふれあい、地域みんなで子どもたちや親を手助けできる関係があればいいと思う。
- ・地域の人の力を信じて、もっと協力を呼びかけるなど、たくさんの大人がいろいろな形で関わる中で子どもたちが育っていくシステムをつくっていききたい。
- ・自治会に「未就園児の会」というのがあり、病気やお医者さんの情報など、子どもに関わるさまざまな情報が自然な形で手に入れられます。

5 - (6) 子育て情報提供の充実

●子育て情報は口コミが中心～効果的な情報提供方法の検討が必要

子育ての情報提供を求める意見も多数あった。ニーズ調査の結果を見ると、情報が十分に伝わっていないために利用率が上がらないサービスもあると考えられる。

子育て情報は友人からの紹介（口コミ）で得ることがもっとも多いが、一方で、他市からの転入者が多いため、口コミ情報を得にくい転入者への効果的な情報提供を検討する必要がある。その他では、「公民館の掲示板」「公民館からの紹介」「市の広報紙」「雑誌、インターネット」から情報を得ている。特に、育児中でなかなか出歩けない人からは、ホームページに情報を載せてほしいという意見も多い。

欲しい情報としては、「児童館の催しもの、公園の場所と設備、健康診断、保育園や幼稚園の情報など、相談の窓口、出産に関する情報、設備やサービスを利用する人が必要としている情報をできるだけ詳細に提供してほしい。子どもたちを連れて行って見学できる施設の情報もほしい。」などの意見が寄せられている。

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6 - (1) 児童虐待防止対策の充実

●児童虐待防止対策の充実、児童虐待防止ネットワークづくり

ニーズ調査では、「子育てが嫌になったり、かっとなることがある」に対して、「そう思う」（就学前児童の保護者 22.3%、小学生児童の保護者 9.3%）となっており、また「子育てをしている中で、日ごろ悩んでいることや気になること」では、「子どもが自分の言うことをきかない」の19.8%（小学生児童の親）が最も多い。その他、子育てに自信がないと思っている親が4割、子育てで嫌になったりかっとなることがあるが半分近く、子どもがかわいくないと思う親が15%（いずれも小学生の親）という結果となっている。

以上の様に、児童虐待へつながっていく心理状態に陥る危険性が存在している。

現在、全国的に児童虐待が増加しており、虐待防止対策の充実が急務となっている。本市においても、家庭、地域社会、関連団体の連携・協力を強め、児童虐待防止のネットワークを充実していく必要がある。

6 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

●ひとり親家庭等への支援の充実

ニーズ調査結果では、母子家庭の相談件数は増加傾向にある。特に公的援助についての相談数が多く、次いで、生活の相談、子どもについての相談、住宅についての相談、職業相談となっている。

「朝食を毎朝食べる」子どもの割合は「ひとり親家庭」では「両親と子ども家庭」より低く、「子どもだけで夕食をとることがほとんどない」と回答した人の割合は「ひとり親家庭」では「両親と子ども家庭」よりかなり低い。

こうした点から考えると、ひとり親家庭への地域社会や行政からの支援を充実する必要があると思われる。

・母子家庭で2人で暮らしていますが、収入額だけで審査され、児童扶養手当の額が減っていき、生活が苦しくなってきました。そのような現状が改善されることはないのでしょうか。

6 - (3) 障害児施策の充実

●障害者に対する意識など

ひかり児童園（心身障害児母子通園施設）の登録児童数は、平成10年133人、平成14年170人と増加しており、障害児の子育てに対しても、地域社会からの支援、行政からの支援の充実が必要になっていると思われる。

（意見）

- ・まだまだ障害に対する理解が薄く、特に軽度の子どもたちにとっては居場所のない状態です。普通の子もこのような子どもたちも差別なく同じように生活できるようになることを望みます。
- ・普通と特殊教育のはざまにいる子どもが就学するときに、困難が出ている。広く学校を選ぶことができるシステムにしていただきたい。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7 - (1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保

●これから子育てしたい人へも優遇がほしい

・もっと子どもを生みたいのですが、経済的に家が狭く十分な部屋が取れないことが理由で、子どもを断念しています。

●公共施設や商業施設で、子連れに配慮した設備やサービスを

川越駅の周辺の商業施設や公共施設に、乳児のオシメを交換できる場所をトイレ近くに設置してほしい。また、乳児に授乳ができる場所を公共施設や商業施設内に設置してほしいという意見が多く寄せられている。

- ・街中にオムツを替える所や母乳をあげられる所が増えれば、親子で街を歩くことができます。
- ・店舗にもオムツを交換できる場を作ってほしい。
- ・育児サービスのある美容院、映画館、レストランなどがあるとよい。

7 - (2) 安全な道路交通環境の整備

●安全な道づくりを

親が日頃心配していることとして、「道路が狭く、交通量も多いので、交通事故にあわないか心配している」が就学前児童の親で62.3%と最も多く、小学生の親も59.7%と多い。小学生の親の調査を見ると地区別の格差が大きく、多い「本庁」71.1%や「山田」70.0%に対し、少ない「芳野」は18.2%しかない。

「市内は道路が狭く、交通量も多く、歩道がない道も多い。子どもや子連れの親が交通事故にあわないように、道路の改良を進めてほしい」などの意見が寄せられており、十分な対策が必要となっている。

また、「子どもが交通事故や犯罪にあわないように安全確保のために必要と思うことは」という小学生の親への質問では、複数回答で、「街路灯や防犯灯の設置」の74.2%が最も多く、次いで「通学路など道路の整備」57.3%、「信号機やガードレール等の設置」51.4%と、ハード整備へのニーズが多くなっており、十分な対策が必要となっている。

地区別では、「通学路など道路の整備」は最多の「福原」70.5%と最少の「霞ヶ関北」36.4%、同様に「信号機やガードレール等の設置」は「芳野」72.7%と「古谷」42.0%と格差が比較的大きい。ただし、必ずしもこの回答は日頃感じている「交通事故にあわないか心配」の地区別の回答とは一致しない。

なお、平成15年の市民意識調査によると、「子供が外で遊ぶときの安全性」についての満足度がすべての地区においてマイナス評価となっており、大東地区の-0.73、本庁地区の-0.63、福原地区の-0.62が特に低い評価となっている

（意見）

- ・子どもの通学路に歩道がなかったりするので、通学路の改良をお願いしたい。
- ・車が多くて道を歩いてて恐ろしい気がします。
- ・昨年からの信号設置をお願いしてきたけれど、順番待ちやお金がかかると、路面標識のみにとどまっています。子どもの命とお金とどちらが大切なのでしょう。どの通学路にもガードレールはつけるべきだし、何よりも早く対処したい。

●道路・駅等の公共施設のバリアフリー化を

子ども連れが自由に安心して歩ける道路や駅が少なくという意見が出されており、公共交通機関、公共施設にエレベータやエスカレータ、スロープを設置するなどのバリアフリー化が求められている。

（就学前児童の親の意見）

- ・ベビーカーで移動する場合、階段を利用するのは大変なので、鉄道の駅にはエレベータやエスカレータなどの設備を設置してほしい。
- ・市内の道路は狭いだけでなく、歩道がない道路も多い。また、歩道があっても、自転車が置いてあったり、歩道の表面がでこぼこで、ベビーカーや車いすで移動するには危険な場所がある。こうした道路について、歩道の整備を進めてほしい。

（中学生の意見）

- ・道路をもっと自転車の走りやすい平らな道にして下さい。
- ・日曜日は中央通りを歩行者専用にする。川越駅、本川越駅から北に延びる道路をもっと大きく広くしてほしい。
- ・蔵造りがある町に車を通さないで、路面電車をとおして、観光客が来やすい町づくりにしたほうがよい。
- ・芳野方面に駅をつくって下さい。毎日駅（川越駅）まで自転車で35分は遠いです。

7 - (3) 安全・安心なまちづくり

●防犯体制の充実を

親が日頃心配していることとして、「暗い道路などが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配している」が、小学生の親では66.0%が最も多く、就学前児童の親も57.0%と過半数を超える結果となっている。また、「子どもが交通事故や犯罪に遭わないように安全確保のために必要と思うことは」という小学生の親への質問では、複数回答で、「街路灯や防犯灯の設置」の74.2%が最も多く、次いで「通学路など道路の整備」57.3%と、ハード整備へのニーズが多くなっており、十分な対策が必要となっている。

（意見）

- ・最近、子どもに関する犯罪や不審者が現れたことなどをよく聞きます。子どもを安心して外に出せなくなっています。
- ・子どもたちが安全に戸外で遊べるように、川越市全体として治安の悪化を食い止めるような行政を期待したい。
- ・小室に住んでいます。西郵便局の裏の田んぼ道付近に「防犯灯」を設置していただきたいです。夜道が真っ暗で非常に怖い思いをします。小室保育園あたりまでです。

●防犯への配慮、夕焼けチャイム

- ・近年、不審者が出没したという情報もかなりあり、子どもをお使いに出す時も心配している。PTAや地域の人たちでパトロールをしたらどうか。現在、夕方6時（夏）に全地域でチャイムがなるように設定しているが、夕方のチャイムが鳴る時間が遅い、30分くらい前に予鈴を鳴らしてほしい。

●スクールバス等の通園・通学環境の整備を

- ・福原地区は校区が広く、自宅から学校まで子どもの足で1時間近くかかります。毎朝7時に自宅を出るのは小学生にはかなりの負担です。又、畑や森林が多いので、変質者の問題が毎年あります。できれば、スクールバスの様なものがあればいいのと思っています。

7 - (4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

●子どもの安全確保のために必要なことは

ソフトな取組のニーズとしては、「集団での登下校の実施」54.2%、の上位4位までは過半数を超え、以下、「子どもへの防犯教育の強化」40.3%、「防犯ベルの携帯」37.0%などとなっている。

7 - (5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

7 - (6) 被害に遭った子どもの支援の推進

●防犯体制の充実を

親が日頃心配していることとして、「暗い道路などが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配している」が、小学生の親では66.0%が最も多く、就学前児童の親も57.0%と過半数を超える結果となっている。また、防犯に対して寄せられた意見も多く、十分な対策が必要となっている。

（意見）

- ・最近、子どもに関する犯罪や不審者が現れたことなどをよく聞きます。子どもを安心して外に出せなくなっています。
- ・地域が一体となって、子どもを守り育てる意識が事故や犯罪を未然に防ぐ。パトロールなどを増やしてほしい。
- ・子どもの防犯対策については、都内で子どもに関する事件をメールで送信するサービスを始めると聞きましたが、これは働いている父母にとってはとてもよい試みだと思っています。
- ・学校、家庭だけでなく地域ぐるみで、子どもを見守っていくことが大切だと思います。夕方、暗くなってきたら、子どもに、大人が声をかけるなどの運動を行えば、子どもに対しての犯罪も少なくなると思います。

8 平成16年度公立保育所アンケート結果

調査名 保育サービスに関するアンケート結果

実施期間 平成16年7月

実施対象 公立保育所20園にて実施

回収率 60.9%

1 平日の延長保育について		
(1) 開園時間について	計	率(%)
午前6時以前	7	0.8
午前6時30分	30	3.4
午前7時	212	24.1
午前7時30分	380	43.2
午前8時	160	18.2
午前8時30分	91	10.3
(2) 閉園時間について		
午後6時30分以前	341	38.9
午後7時	286	32.6
午後7時30分	123	14.0
午後8時	101	11.5
午後9時	19	2.2
午後10時以降	7	0.8
2 土曜保育について		
希望しない	318	36.3
月1~2回	317	36.1
月3~4回	242	27.6
3 休日保育について		
希望しない	560	65.0
月1~2回	241	28.0
月3~4回	60	7.0
4 産休明け保育について		
希望する	552	65.0
希望しない	297	35.0
5 病後児保育について		
希望する	656	76.5
希望しない	202	23.5

アンケート 提出数/配布数 = 892/1464